広 島 県 強 靱 化 地 域 計 画（素案）

令和〇年〇月改定

（平成 28 年３月策定）

広　　島　　県

目　　次

第１　基本的な考え方..... 1
１　背景..... 1
２　計画策定の趣旨..... 1
３　計画の位置付け..... 2
４　計画の推進期間..... 2
５　目標..... 2
６　本県の自然的条件及び主な災害..... 3
７　本県における近年の主な防災・減災に係る取組..... 7
第２　脆弱性評価..... 10
１　想定するリスク..... 10
２　施策分野..... 10
３　「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）..... 10
４　脆弱性評価の結果..... 11
第３　今後の施策..... 12
１　あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ..... 13
２　救助・救急､医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ..... 30
３　必要不可欠な行政機能を確保する..... 46
４　経済活動を機能不全に陥らせない..... 50
５　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる..... 54
６　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する..... 62
第４　施策の重点化..... 67
１　重点化の考え方..... 67
２　重点化する施策..... 67
第５　計画の進捗管理..... 69
参考１：「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価..... 70
参考２：用語解説..... 117
参考３：広島県強靭化地域計画検討委員会委員..... 121

第１　基本的な考え方

１　背景

我が国では、地理的及び自然的な特性から、地震、台風、局地的な豪雨等による大規模自然災害が各地で頻発し、これまで多くの被害がもたらされてきた。また、21 世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されており、加えて、首都直下地震、火山の噴火等による大規模自然災害が発生するおそれも指摘されている。

こうした中、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）が公布、施行され、このような大規模自然災害等から、国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つとされた。併せて、限られた財源の中で、今すぐにでも発生し得る大規模自然災害に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害に強い国土及び地域を作ることや、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させていくことなどが必要であるとされたところである。

また、平成 26 年６月には「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定（令和５年７月に最終変更）され、いかなる災害が発生しようとも、

① 人命の保護が最大限図られること
② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）」を官民が一丸となって推進していくこととしている。

２　計画策定の趣旨

本県を日本全体から俯瞰すると、大阪と福岡の２つの大都市のほぼ中間に位置しており、中国・四国地方の発展を牽引する中枢県として、恵まれた地理的環境を有しており、古くから交通・流通の要衝、産業の拠点、文化・教育の中心地としての道を歩んできた。また、中国・四国地方最大の人口、産業、都市機能が集積する広島都市圏を有しており、製造品出荷額は中国・四国地方で１位であり、自動車産業をはじめ、ものづくり産業において、世界トップレベルの技術が集まっている。

一方で、県土の約７割を山地が占める本県では、土砂災害警戒区域が全国で最も多い約４万８千箇所（令和６年 11 月 28 日現在）に及び、死者・行方不明者 158 名もの甚大な被害が発生した平成 30 年７月豪雨災害を始め、過去、幾度となく尊い生命が失われる災害が発生している。加えて、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、県内で最大約１万４千人にのぼる死者が想定されており、また、広島県内及び周辺に位置する主要活断層による地震に伴う被害も懸念されているところである。

こうした背景の下、本県において大規模自然災害が発生した場合でも、災害の特性に応じて、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせず、被害の最小化を図り、迅

速な復旧や創造的復興を可能とする施策に取り組むことは、本県が我が国全体の社会経済に与えている影響を鑑みれば、県土の強靱化はもとより、国全体の強靱化に対しても大きな役割を果たしていくものであると考えられる。このため、国土強靱化基本法第13条に基づき、本県における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、「広島県強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

本計画は、平成28年３月に新規の計画として策定し、その後、令和３年３月に、平成30年７月豪雨災害を始め、全国各地で発生した大規模自然災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化などを踏まえ、計画の見直しを行った。こうした経緯を経て、これまで本計画に掲げる各施策の推進を図ってきたところであるが、令和３年３月の計画見直し後の状況として、令和５年７月に国の基本計画の見直しが行われ、また、令和６年能登半島地震、令和８年熊本地震及び令和８年８月千葉豪雨等を始めとして、引き続き全国各地で大規模自然災害が発生していることに加えて、本県においては、令和７年10月に広島県地震被害想定調査報告書を公表し、本県で想定しうる最大クラスの地震による被害の全体像や被害規模を明らかにしたところである。このような状況を踏まえ、この度、計画の見直しを行うものである。

３　計画の位置付け

（１）国の基本計画との関係

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として定めるものである。

（２）県の総合計画との関係

本計画は、県の総合計画「安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョン」における防災・減災分野の分野別計画として位置付けるものである。

４　計画の推進期間

令和８年度から令和12年度までとする。

５　目標

国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法第14条に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があること、また、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国の基本計画に即して設定することとされていることを踏まえ、本計画においては、国の基本計画における目標を準用した目標を設定する。

（１）基本目標

いかなる大規模自然災害（第２の１を参照）が発生しようとも、

①　人命の保護が最大限図られること

②　県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③　県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
④　迅速な復旧復興が図られること
を基本目標とする。

（２）事前に備えるべき目標

大規模自然災害（第２の１を参照）に対して、事前に備えるべき目標を次のとおり設定する。

①　あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
②　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
③　必要不可欠な行政機能を確保する
④　経済活動を機能不全に陥らせない
⑤　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
⑥　地域社会･経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

６　本県の自然的条件及び主な災害

本計画における「想定するリスク」、「脆弱性評価」及び「今後の施策」にかかわる、本県の地勢、気候、県土保全に係る現況及び戦後の主な自然災害については、次のとおりである。

（１）地勢

○　本県は、中国・四国地方のほぼ中央部に位置し、東西に走る中国山地の南斜面を占める。北部は中国山地の脊梁部を隔てて島根県・鳥取県に、東部は吉備高原に沿って岡山県に、西部は安芸西部山地を境に山口県に隣接し、南部は瀬戸内海を挟んで、四国の愛媛県・香川県と相対している。

○　平地であった箇所の浸食から取り残された地形が、高原や山頂平坦面をなす浸食小起伏面が階段状地形を形成しており、①中国山地の脊梁山地面、②吉備高原面、③世羅台地面、④瀬戸内面の四段の隆起準平原が見られ、各面の境界付近は、断層の発達と浸食作用などの影響により勾配が急変し、渓谷や滝を含む断層谷が発達している。これらの地形は、瀬戸内海沿岸部に近接するため、平野の発達が弱く、太田川、芦田川、江の川などの河川沿いに分布する谷底平野と、河川の河口に分布する小さな三角州として見られるのみである。特に太田川によって形成された沖積平野である広島平野は、全国でも有数のゼロメートル地帯となっている。

○　県南部の瀬戸内海沿岸は、典型的な沈水海岸で、海岸線は屈曲に富んでおり、島が多い。また、瀬戸内海の地形的特徴から潮汐の干満差が３～４ｍと非常に大きい。

（２）気候

○　本県は、北部では中国山地が東西に連なり、南部は瀬戸内海に面しているため、気候は概ね温暖と言えるが、気温・降水量とも南部と北部では、かなりの差異があ

る。

○　年平均気温（1991～2020 年）は、広島では 16.5℃、庄原では 12.7℃となっている。１月の平均気温は、広島では 5.4℃、庄原では 1.0℃であり、８月の平均気温は、広島では 28.5℃、庄原では 25.0℃で、地域による差が大きい。

○　年平均降水量（1991～2020 年）は、広島では 1,572㎜、庄原では 1,489㎜となっている。北西部から南東部に向かって次第に少なくなり、八幡では 2,425㎜、福山では 1,015㎜となっている。

（３）県土保全に係る現況

ア　治山

○　本県の山林は、沿岸部の保水性に乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質と、県北部中国山地の平地の少ない急峻な地形であることに加え、林業後継者の不足により、森林の荒廃が進んでいる。

○　宅地開発等が山麓部へと拡大したため、災害のおそれのある「山地災害危険地区」が数多く存在している。

イ　河川

○　本県の河川は、各河川管理者により河川整備等が進められているが、未改修河川も多く、洪水や高潮により人命や財産に大きな被害を与えるおそれがある。

○　気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化が確実視されるなか、市街化が進展している地域では、水害リスクがさらに増大することが懸念される。

ウ　砂防

○　本県の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布し、県下のほぼ 70％を占めている。特に、花崗岩は 48％を占め、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生し易い。

○　県土の約７割を山地が占める地形特性から、宅地開発が山裾や谷出口まで拡大したことから、土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が全国最多となっている。

エ　海岸

○　本県の海岸は、大小幾多の島々が点在していることから、海岸線延長は長く及んでいる。

○　台風の接近が満潮時と重なり甚大な被害を受けることが多く、数年に１度の頻度で浸水被害が発生しているものの、防護達成人口率は約６割といまだ低い状態となっている。

○　南海トラフや瀬戸内海の活断層等を震源とする地震（津波）の影響が想定されている。

オ　ため池

○　本県の農業用ため池は、その多くが江戸時代以前に築堤され、その数は全国で２番目に多い、約１万６千箇所（令和８年４月 30 日現在）となっている。

○　農業用ため池は、貴重な農業用水を確保する上で重要な役割を果たしてきたが、農地の減少により、利用されないため池が増加するとともに、利用者の減少と高齢化により、管理が十分に行き届きにくくなってきている。

○　こうした中、ため池の下流域に住宅等が存在し、決壊等によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある「防災重点農業用ため池」は 6,399 箇所（令和８年４月 30 日現在）となっている。

（４）戦後の主な自然災害

ア　風水害（水害、土砂災害）

○　本県は、県土の約７割を山地が占めており、土砂災害警戒区域が約４万８千箇所（令和６年 11 月 28 日現在）と全国最多であるという地形条件に加え、地質が、風化の進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩等で構成されていることから、梅雨や台風による豪雨によって、これまで多くの土砂災害が発生している。

○　昭和 42 年の「呉豪雨災害」は、「急傾斜地法」制定の契機となり、平成 11 年の「6.29 広島土砂災害」及び平成 26 年の「8.20 土砂災害」では、「土砂災害防止法」制定の契機となるとともに、その後の法改正のきっかけとなった。

○　近年、これまでに類のない集中豪雨により、激甚な土砂災害が発生しており、こうした実態を踏まえた土砂災害対策が喫緊の課題となっている。

【主な風水害】

災害名（発生年）	概　　要
枕崎台風 （昭和 20 年）	台風襲来前から前線の影響で連日降雨があり、加えてこの台風による大雨があったため、堤防決壊、土石流などが発生した。この台風による死者総数は、本県全体で 2,012 人にも上った。
ルース台風 （昭和 26 年）	台風上陸時に前線を伴ったため、前線と台風の影響から大雨となり、広島県内各地で堤防の決壊、溢流があった。また、強風を伴っていたことから、高潮による被害も発生した。この台風による県内の死者総数は 166 人にも上った。
昭和 42 年７月豪雨災害（昭和 42 年）	台風の影響を受けた前線が活発化し、呉市で急激に強い雨が降り、呉測候所開設以来の豪雨に見舞われた。これにより、土砂災害に脆弱な地形・地質の呉市では、山崩れ、崖崩れ、土石流、河川の決壊・氾濫が発生し、死者 159 人の大災害となった。
昭和 47 年７月豪雨災害（昭和 47 年）	梅雨前線の影響による豪雨は、県北部一帯で 500 ミリ以上と記録的な大雨となり、県北部を中心に県下全域で河川の氾濫、崖崩れ等が発生した。この豪雨による死者・行方不明者は 39 人にも上ったほか、住家の被害 19,208 棟を始め、農林地・公共施設等にも大きな被害が生じた。
県北西部豪雨災害 （昭和 63 年）	前線の影響で県北西部が局地的な大雨となった。これにより、土石流災害が発生し、死傷者 25 人にも及ぶ被害が発生した。

災害名（発生年）	概　　要
台風第19号 （平成３年）	広島市での最大瞬間風速が広島地方気象台観測史上第１位の58.9m/Sを記録した。強風と高潮による被害は県内全域に及び、飛来物による被災等で６人が死亡し、49人が重軽傷を負った。また、住家の被害は、全壊50棟、半壊442棟、一部損壊22,661棟、床上浸水3,005棟、床下浸水9,162棟にも及ぶ甚大な被害が生じた。
6.29広島土砂災害 （平成11年）	断続的な雨が数日間続いた後の雷を伴った激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生した。この災害では、県内の南西部を中心に、死者が32人、住家の被害が4,516棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
台風第18号 （平成16年）	１週間前の台風第16号による雨で地盤が緩んでいたため、県西部を中心とした大雨により多数の土砂災害が発生した。また、台風の接近と満潮時刻が重なったことから、南よりの暴風による吹き寄せ効果や、高波と異常潮位が加わり、県西部を中心に甚大な被害が発生した。人的被害は死者５人、負傷者142人で、住家の被害は、全壊・半壊231棟、一部損壊16,582棟、床上・床下浸水3,988棟にも及ぶなど、甚大な被害が生じた。
平成22年７月豪雨災害（平成22年）	活発な梅雨前線による激しい雨が引き金となり、山崩れ、がけ崩れ、河川の氾濫、土石流等が多数発生した。人的被害は、死者５人、負傷者６人で、住家の被害は1,787棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成26年８月豪雨災害（平成26年）	前夜から県南西部を中心に降り出したやや強い雨が、８月20日未明から激しくなり、広島市安佐南区及び安佐北区において２時から４時までの２時間に200ミリを超える猛烈な雨となり、大規模な土石流や堤防の崩壊が生じた。広島市における人的被害は、死者77人、負傷者68人で、建物（住家）被害は4,769棟にも及ぶなど、甚大な被害が発生した。
平成30年７月豪雨災害（平成30年）	７月上旬、梅雨前線が日本付近に停滞し、台風第７号からの非常に湿った空気が供給され続けたため、大雨となりやすい状況となり、特に６日から７日にかけては雨が強まり、広島県では初となる大雨特別警報が発令された。３日から８日にかけての累積雨量は、多いところで676ミリに達するなど、７月の過去の最大月間降水量を超える雨量をわずか６日間で記録し、これまでに経験したことのないような記録的な大雨となり、多くの人的被害や家屋、インフラといった物的損害など、戦後最大級の被害がもたらされた。人的被害は、死者153人、行方不明者５人、負傷者147人、建物（住家）被害は15,720棟に及ぶなど、甚大な被害が発生した。

イ　地震

○　本県においても、周期的に発生する地震により被害を受けてきた。

○　さらに、本県が取りまとめた「広島県地震被害想定調査報告書（令和７年10月）」では、南海トラフ巨大地震などが発生した場合、被害が甚大となることが想定されている。

【主な地震災害】

地震名（発生年）	概　　要
南海地震 （昭和 21 年）	マグニチュード 8.0 の地震で、全国の被害は、死者・行方不明者が 1,443 人に上った。広島県内では３人がけがをし、全壊 49 戸、半壊 74 戸の被害が発生した。
平成 12 年鳥取県西部地震（平成 12 年）	マグニチュード 7.3 の地震で、広島県内では強いところで震度４を観測した。この地震により、県内では住家６棟が一部破損した。
平成 13 年芸予地震 （平成 13 年）	マグニチュード 6.7 で、県内では強いところで震度６弱を記録した。この地震により、死者１人、重軽傷者 193 人、住家は、全壊 65 棟、半壊 688 棟、一部損壊 36,545 棟の被害が生じた。

ウ　雪害

○　本県においては、昭和 37 年から 38 年にかけて前例のない記録的な大雪に見舞われた。その後、県北部地帯の６市町が豪雪地帯に指定されている。

【主な雪害】

災害名（発生年）	概　　要
昭和 38 年１月豪雪 （昭和 38 年）	昭和 37 年 12 月から降り始めた降雪により、特に県北部地帯の積雪量は平均４ｍに達した。長期間にわたる交通の途絶、通信回線の故障により孤立地帯が続出し、その数は 15 町村に及んだ。人的被害は死者７人、負傷者 22 人、住家の被害は全壊 64 棟、半壊 73 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。
平成 17 年 12 月大雪 （平成 17 年）	平成 17 年 12 月は冬型の気圧配置が続き雪の降る日が多く、特に 17 日から 18 日にかけては日本海の上空 5,000 ｍにマイナス 42 度以下の非常に強い寒気が流れ込んだため、日本海で発生した雪雲が山陰側から広島県に流れ込み、大雪となった。さらに 21 日には、低気圧が発達しながら日本海を通った後、強い冬型の気圧配置となり、県北部を中心に大雪となった。16 日から 31 日までの大雪による被害は、人的被害が死者３人、負傷者 27 人、住家の被害が 237 棟に及ぶなど甚大な被害が発生した。

7　本県における近年の主な防災・減災に係る取組

（１）広島県防災対策基本条例の制定

○　大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や、地域住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため、平成 21 年３月に広島県防災対策基本条例を制定した。

○　この条例では、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割等を明確化した上で、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成 11 年の土砂災害が発生した６月 29 日を「ひろしま防災の日」、６月を

「ひろしま防災月間」として定めた。

（２）広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の制定

○　自然災害から、県民の生命、身体及び財産を守っていくためには、行政におけるこれまで以上の防災・減災対策に加え、県民が自らの判断に基づいて「命を守る」行動をとることが極めて重要である。このため、広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的行動規範を定め、「災害死ゼロ」を新たな目標とし、県民運動として県全体で取り組んでいくこととした。

○　この運動の展開に当たり、これまでの防災対策に係る課題の洗い出しと今後の防災対策の効果的な進め方について検討を行い、「災害から命を守る」ための行動目標を定めることなど、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の実施に関する基本的事項を定めた新たな条例を平成 27 年３月に制定した。

（３）広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の策定

○　広島県防災対策基本条例及び広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の趣旨を踏まえ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため平成 27 年 10 月に策定した。

（４）社会資本の整備及び老朽化対策

○　「災害に強いまちづくり」を実現するため、「社会資本未来プラン」等において、「防災・減災対策の充実・強化」を掲げ、効果的かつ効率的なハード対策による事前防災を推進している。

○　また、県有施設の老朽化が進行していることから、平成 26 年 12 月に「広島県公共施設等マネジメント方策」を策定（令和３年 11 月改定）し、インフラ施設を含む各県有施設について、10 年から 20 年先を見据えた長期的な視点で必要なサービス水準で安全に持続していくための取組の方向性を示した。

○　公共土木施設については、インフラ老朽化対策の取組の方向性を定めた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と、それに基づく主要な 43 施設について修繕方針を策定し、計画的な維持管理に取り組んでいる。

（５）広島県地震被害想定調査

○　国の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による検討や本県における防災・減災対策の推進状況、令和６年能登半島地震等の近年発生した地震から得られた最新の知見などを踏まえ、平成 25 年 10 月にとりまとめた「広島県地震被害想定調査報告書」について見直しを行い、令和７年 10 月に公表した。

【広島県地震被害想定調査報告書の概要】

※端数処理の関係で表の合計が一致しない場合がある。

被害想定項目			単位	平成 25 年	令和 7 年
建物被害（全壊焼失）			棟	約 70,000	約 90,000
	揺れ		棟	約 15,000	約 6,000
	液状化		棟	約 40,000	約 45,000
	津波		棟	約 15,000	約 38,000
	その他（火災等）		棟	約 400	約 600
人的被害			人	約 15,000	約 14,000
	死者数	津波	人	約 14,000	約 13,000
		その他（建物倒壊等）	人	約 1,000	約 300
	災害関連死者数		人	（想定作成なし）	約 1,900～約 3,700
ライフライン（最大）	上水道（断水人口）		人	約 107 万	約 69 万
	下水道（支障人口）		人	約 78 万	約 93 万
	電力（停電軒数）		軒数	約 12 万	約 12 万
	通信（不通回線数）		回線	約 8 万	約 7 万
生活支障	避難者数（当日・1 日後）	避難所	人	約 39 万	約 46 万
		避難所外	人	約 20 万	約 27 万
災害廃棄	災害廃棄物		トン	約 496 万	約 2,199 万
	津波堆積物		トン	約 339 万～720 万	約 721 万
経済被害	直接被害額（資産の物理的被害）		兆円	約 8.9	約 15.5
	間接被害額（生産活動の低下）		兆円	約 3.7	約 3.2

第２　脆弱性評価

基本目標の実現に向け、本県の強靱化の推進を図る上で必要となる今後の施策を明らかにするため、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針に示された枠組み及び手順を参考に、想定するリスクに対する脆弱性について評価を行った。

１　想定するリスク

国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、南海トラフ巨大地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていること、大規模自然災害は一度発生すれば、国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、国の基本計画においては、「大規模自然災害」を想定するリスクとしている。

このため、本計画においても、国の基本計画との調和を保つこと及び過去の風水害や地震等により県内に甚大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とし、具体的に次のような災害の様相を設定する。

（１）台風、集中豪雨等による風水害
（２）南海トラフ巨大地震等に伴う地震・津波災害
（３）これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害

２　施策分野

本県の強靱化に向けた取組を推進していくための施策分野については、国の基本計画における施策分野を参考とし、次のとおり設定する。

（１）個別施策分野（９分野）

①行政機能／警察・消防	②住宅・都市	③保健医療・福祉
④情報通信	⑤産業構造	⑥交通・物流
⑦県土保全	⑧環境	⑨土地利用（国土利用）

（２）横断的分野（６分野）

①リスクコミュニケーション	②防災教育	③人材育成
④官民連携	⑤老朽化対策	⑥デジタル活用

３　「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

６つの「事前に備えるべき目標」（第１の５の（２））の妨げとなる事態として、国の基本計画で設定された 35 の事態を参考に、本県の実情も踏まえ、次のとおり、大規模自然災害発生時における 29 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
Ⅰ 人命の保護が最大限図られる Ⅱ 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資する Ⅳ 迅速な復旧復興に資する	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急､医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生
	3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
		4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域社会経済活動への甚大な影響
		4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下
	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2 災害対応・応急復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5 貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

4　脆弱性評価の結果

第２の３で設定した「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）に対する脆弱性について、別紙「『起きてはならない最悪の事態』（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価」のとおり評価した。

第３　今後の施策

第２の４の脆弱性評価を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するための本県の強靭化に向けた「今後の施策」について、各リスクシナリオごとに掲げた。

なお、「今後の施策」に係る個別事業については、別冊「広島県強靭化地域計画年次事業一覧」へ明記する。

凡例

・施策分野（**【隅付き括弧】**で「施策分野」（第２の２の(1)及び(2)）を示す。）

（個別）**【行政機能／警察・消防】**、**【住宅・都市】**、**【保健医療・福祉】**、**【情報通信】**、**【産業構造】**、**【交通・物流】**、**【県土保全】**、**【環境】**、**【土地利用(国土利用)】**

（横断）**【リスクコミュニケーション】**、**【防災教育】**、**【人材育成】**、**【官民連携】**、**【老朽化対策】**、**【デジタル活用】**

・関 係 局（**[角括弧]**で関係局及び施策を識別する番号を示す。）

[危]：危機管理監、**[総]**：総務局、**[地]**：地域政策局、**[環]**：環境県民局、**[健]**：健康福祉局、**[商]**：商工労働局、**[農]**：農林水産局、**[土]**：土木建築局、**[上]**：上下水道部、**[教]**：教育委員会、**[警]**：警察本部

1　あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］

○　県の地域防災計画に基づき、令和 7 年 10 月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、引き続き、県、市町、関係団体が一体となって推進していく。

【行政機能／警察・消防】［危 2］

○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。

○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警 1］

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 3］

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］

（家具固定の促進）

○　いつ起こるか分からない地震による被害を軽減するため、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】【官民連携】［危 5］

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】［危 6］

（自助・共助の取組強化）

○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって

・　身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進

・　小学校等での防災教育の実施

・　地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進

など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 7］

（建築物等の老朽化対策）

○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

【老朽化対策】［総 2］

（土地利用の最適化等）

○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和７年３月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。

○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。

○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。

【県土保全】【土地利用（国土利用）】[環 1]

○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、県民の意識醸成を図りながら、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。

【住宅・都市】【土地利用】[土 10]

○　水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。

【住宅・都市】【リスクコミュニケーション】[土 11]

○　都市部において、市街地再開発事業により、老朽建築物等の建替えや公共施設の整備などを進め、災害に強い市街地の形成を促進する。

【住宅・都市】[土 12]

（医療機関の耐震化）

○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

【保健医療・福祉】[健 1]

（社会福祉施設の耐震化）

○　社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

【保健医療・福祉】[健 2]

（住宅・建築物等の耐震化）

○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】[総 1]

○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進する。

○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画

的に促進する。

【住宅・都市】[土 1]

（災害に強い道路ネットワークの構築）

○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅・都市】【交通・物流】[土 2]

○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

【住宅・都市】【交通・物流】[土 3]

（市街地での防災機能の確保等）

○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

【住宅・都市】【土地利用】[土 4]

○　大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るための取組について、都市公園等の整備を行う市町に対して、引き続き指導・助言を行う。

【住宅・都市】【土地利用】[土 5]

（耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上）

○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 6]

（既存建築物等の総合的な安全対策）

○　関係市町と連携して、通学路沿いの危険なブロック塀の撤去を国交付金制度を活用し所有者に対して促す。

○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

【住宅・都市】[土 7]

○　管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。

【住宅・都市】［土 8］

（公共土木施設等の老朽化対策）

○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減等により、必要な予算の確保に努めるとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の高度化・効率化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県建設分野の革新技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。

○　AI/IoT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

【老朽化対策】【人材育成】【デジタル活用】［土 9］

（装備資機材の強化及び関係機関の連携対策の整備）

○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警 2］

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	25.5%(R6)	45.5%(R12)
家具等の転倒防止を行っている人の割合	66.6%(R7)	81%(R12)
避難の準備行動ができている人の割合	28.8%(R7)	42.0%(R12)
病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	80.8%(R7)	100%(R11)
要緊急大規模建築物の耐震化	91.7%(R7)	98.2%(R12)
広域緊急輸送沿道建築物の耐震化	43.3%(R7)	63.4%(R12)
住宅の耐震化率	87.4%(R7)	92.0%(R12)
緊急輸送道路の防災対策完了率	34.8%(R6)	59.1%(R12)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長	758.3km(47%) (R7)	1012.3km(63%) (R12)
デジタル技術を活用した点検・巡視を行う施設分類数	修繕方針（R8.12 策定予定）において目標値を設定	
中小建設事業者のうち ICT 技術を活用した工事を経験した事業者の割合	39%(R7)	70%(R12)

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］（再掲）

○　県の地域防災計画に基づき、令和 7 年 10 月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、引き続き、県、市町、関係団体が一体となって推進していく。

【行政機能／警察・消防】［危 2］（再掲）

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 3］（再掲）

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】［危 6］（再掲）

（自助・共助の取組強化）

○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって

・　身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進

・　小学校等での防災教育の実施

・　地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進

など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 7］（再掲）

（自主防災組織における津波避難体制の整備）

○　地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 8］

（事業者等における津波避難体制の登録）

○　南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深 30cm 以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営

している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 9］

（市町における津波避難体制の登録）

○　津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進する。

【行政機能／警察・消防】［危 10］

（要配慮者に対する支援）

○　市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含む避難訓練等の取組に対して、県アドバイザーによる助言や先行事例の共有等により支援を行う。

○　支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援する。

【保健医療・福祉】［健 3］

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。

○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。

【県土保全】［土 13］

○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土 14］

○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［土 15］

（浸水想定区域図の作成等）

○　「広島県津波浸水想定」の見直しに基づき、津波災害警戒区域の変更を行う。また、変更内容を「高潮・津波災害ポータルひろしま」で公表し、県民に広く周知すること

で防災意識の向上を図る。さらに、この区域変更を受けて、市町が速やかにハザードマップを作成できるよう技術的な支援を行い、地域の防災力の強化につなげる。

【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土 16］

（津波避難意識の向上等）

○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。

【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土 17］

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
避難の準備行動ができている人の割合（再掲）	28.8%(R7)	42.0%(R12)
津波の浸水想定区域において、地震・津波を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	32.6%(R6)	47.6%(R12)
個別避難計画の作成に同意を得られた人数に占める計画作成率	63.9%(R8.4)	100%(R12)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数	約 16,700 戸(R7)	約 16,000 戸(R12)
防護達成人口率（沿岸域）	64.8%(R6)	66.6%(R12)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	33%(R6)	54%(R12)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］（再掲）

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等にお

ける教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 3］（再掲）

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】［危 6］（再掲）

（自助・共助の取組強化）

○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって

- 身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進
- 小学校等での防災教育の実施
- 地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進

など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 7］（再掲）

（土地利用の最適化等）

○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和７年３月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。

○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。

○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。

【県土保全】【土地利用（国土利用）】［環 1］（再掲）

（農業用ため池、水利施設の老朽化対策）

○　地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町で公表しているハザードマップの更新や周知を促進する。

○　ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補強、並びに廃止工事を実施する。

○　定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する。

○　地域の共同活動により、水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

【産業構造】【県土保全】【リスクコミュニケーション】【老朽化対策】［農 1］

（海岸保全施設の老朽化対策）

○　海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。

○　津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、ひろしま海岸保全実施計画 2026 に基づく施設の整備を進める。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［農 2］

（公共土木施設等の老朽化対策）

○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減等により、必要な予算の確保に努めるとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の高度化・効率化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県建設分野の革新技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。

○　AI/IoT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。

【老朽化対策】【人材育成】【デジタル活用】［土 9］（再掲）

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。

○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。

【県土保全】［土 13］（再掲）

（津波避難意識の向上等）

○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。

【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土 17］（再掲）

（洪水、高潮対策施設の整備）

○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。

【住宅・都市】【県土保全】［土 18］

（下水道施設の防災・減災対策）

○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。

【住宅・都市】［土 19］

（浸水想定区域図の作成等）

○　水害リスク情報の提供の充実を図るため、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表を推進するとともに、地先ごとの洪水危険度を伝えるためのシステムを運用する。

○　高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域の指定を推進する。

○　県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。

○　洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、公共施設等を対象にまるごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）の取組を推進する。

【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土 20］

○　県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援する。

【住宅・都市】【リスクコミュニケーション】［土 21］

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
避難の準備行動ができている人の割合（再掲）	28.8%(R7)	42.0%(R12)
防災重点ため池の防災工事の完了箇所数	903 箇所(R7)	1,243 箇所(R12)
防護達成人口率（沿岸域）（再掲）	64.8%(R6)	66.6%(R12)
デジタル技術を活用した点検・巡視を行う施設分類数（再掲）	修繕方針（R8.12 策定予定）において目標値を設定	
中小建設事業者のうち ICT 技術を活用した工事を経験した事業者の割合（再掲）	39%(R7)	70%(R12)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数（再掲）	約 16,700 戸(R7)	約 16,000 戸(R12)
河川の要整備延長	147.8km(R7)	142.6km(R12)
水害リスク情報をリアルタイムで入手したことのある人の割合	70%(R7)	80%(R12)
高潮・津波ハザードマップ作成・更新率	0%(R7)	100%(R12)

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 1]（再掲）

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】[危 3]（再掲）

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】［危 6］（再掲）

（自助・共助の取組強化）

○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって

・　身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進

・　小学校等での防災教育の実施

・　地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進

など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。

【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 7］（再掲）

（孤立防止のためのインフラ整備）

○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】［危 11］

（情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備）

○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】［危 12］

（土地利用の最適化等）

○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和７年３月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。

○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。
○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。
【県土保全】【土地利用（国土利用）】［環 1］（再掲）

○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、県民の意識醸成を図りながら、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。
【住宅・都市】【土地利用】［土 10］（再掲）

（土砂災害や山地災害の対策施設の整備）
○　人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。
○　市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。
【産業構造】【県土保全】【リスクコミュニケーション】［農 3］

○　「ひろしま砂防アクションプラン 2026」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全、住宅密集地や防災拠点など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。
【県土保全】［土 22］

（地すべり防止施設の老朽化対策）
○　地すべり防止施設の適切な維持管理と点検診断などを実施し、計画的な補修・更新により、機能を維持する。
【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［農 4］

（土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進）
○　住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。
【県土保全】［土 23］

○　がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。

【県土保全】[土 24]

（宅地耐震化の推進）

○　市町による大規模盛土造成地の安全性把握調査や宅地の液状化ハザードマップの高度化、宅地の滑動崩落防止及び液状化対策を支援・促進し、住民との被害リスクの共有や事前対策を進める。

【県土保全】【リスクコミュニケーション】[土 25]

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
避難の準備行動ができている人の割合（再掲）	28.8%(R7)	42.0%(R12)
山地災害防止対策等着手地区数	5,451 地区(R7)	5,576 地区(R12)
土砂災害から保全される家屋数	約 131,000 戸 (R7)	約 135,000 戸 (R12)
土砂災害対策施設の整備箇所への工事着手率	36%(R7)	86%(R12)
防災教育による土砂災害リスクの認知度	80.7%(R7)	80%(R12)

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 1]（再掲）

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】[危 3]（再掲）

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構

築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】[危 4]（再掲）

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】[危 6]（再掲）

（孤立防止のためのインフラ整備）

○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[危 11]（再掲）

（情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備）

○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】[危 12]（再掲）

（冬期交通の安全確保）

○　雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。

【交通・物流】【人材育成】[土 26]

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)

2　救助・救急､医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］（再掲）

（消防団・消防本部等の充実・強化）

○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 3］（再掲）

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）

○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。

【行政機能／警察・消防】［危 6］（再掲）

○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向

上を図る。

○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警 1］（再掲）

（装備資機材の強化及び関係機関の連携対策の整備）

○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警 2］（再掲）

（警察庁舎の耐震化）

○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。

○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 3］

（警察の災害対応機能の強化）

○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】［警 4］

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
警察本部庁舎・警察署耐震化率	97.5%(R7)	100%(R12)
交番・駐在署耐震化率	75.5%(R7)	83.3%(R12)

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

（事業者等との協定締結の促進）

○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報に基づき、具体的な要請、配送・給油

手順等を確認するための訓練を実施する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危 13]

（災害対策本部と保健医療福祉調整本部との連携強化）

○　災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携した運営訓練を引き続き実施するとともに、災害対策本部事務局と各支部、保健医療福祉調整本部等との連携・調整など、部局横断的に対応する被災者支援チームを設置し、各取組の進捗を確認しながら対策を進めていく。

【行政機能／警察・消防】【保健医療・福祉】[危 14]

（執務環境、実施体制の維持確保）

○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 27]

（医療機関の耐震化）

○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

【保健医療・福祉】[健 1]**（再掲）**

（医療救護体制の強化）

○　大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。

○　EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（標準診療日報）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。

【保健医療・福祉】【デジタル活用】[健 4]

○　災害時の DMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT 隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たな DMAT チームの養成を推進する。

【保健医療・福祉】[健 5]

○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。

○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備すると

ともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。

○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。

【保健医療・福祉】［健 6］

（病院の防災機能強化）

○　災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組や、自院の浸水による被害を軽減するため、止水対策を含む浸水対策を実施するための取り組みを推進する。

【保健医療・福祉】［健 7］

（医療・介護人材の育成）

○　災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。

【保健医療・福祉】【人材育成】［健 8］

（災害時の医療・福祉連携体制の強化）

○　「広島県災害時公衆衛生チーム」のそれぞれの活動を通じて医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。また、保健医療福祉活動チームとの連携を強化するための受援体制を整備する。

【保健医療・福祉】［健 9］

（災害に強い道路ネットワークの構築）

○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅・都市】【交通・物流】［土 2］（再掲）

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土 14］（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）（再掲）	80.8%(R7)	100%(R11)
災害実働訓練を実施した災害拠点病院の割合	89.5%(R7)	100%(R11)
DMAT のチーム数	35 チーム(R7)	43 チーム(R11)
10 万人当たり医療施設従事医師数	279.5 人(R6)	269.3 人以上(R8)
医療施設等従事看護職員数	45,812 人(R6)	47,157 人(R11)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長（再掲）	758.3km(47%)(R7)	1012.3km(63%)(R12)
緊急輸送道路の防災対策完了率（再掲）	34.8%(R6)	59.1%(R12)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率（再掲）	33%(R6)	54%(R12)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（心のケアなどの支援体制の整備・強化）

○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。

○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信する。

○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進める。

○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】[危 15] [健 11]

○　災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な支援を行うため、「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。また、保健医療福祉活動チームとの連携のための受援体制を整備する。

【保健医療・福祉】[健 14]

○　日本 DPAT（災害派遣精神医療チーム）及び担当者を厚生労働省が実施する DPAT 研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。

【保健医療・福祉】[健 15]

○　引き続き、県災害福祉支援ネットワークの活動を通じ、DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員登録の増加に向けた取組を実施するとともに、他チームとの連携等、実践的な研修・訓練を継続的に実施する。

【保健医療・福祉】［健 24］

（避難所における TKB 対策）

○　避難所環境の改善に不可欠となる TKB（トイレ（トイレの確保・管理)、キッチン（暖かく栄養バランスが取れた食事の提供)、ベッド（寝床の改善））対策に取り組む。

- 地震被害想定の改定や令和８年熊本地震の教訓等を踏まえた素案を作成し、市町と協議の上、に基づき「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直しを進める。
- 避難所におけるトイレの確保・管理に向けて、引き続き簡易トイレ等の備蓄や仮設トイレの設置に係る民間団体との協定締結を推進するとともに、関係部局が連携した「トイレ対策チーム」を設置し、発災時にトイレが不足する避難所等への支援を速やかに検討・実施する。
- 学校給食施設、セントラルキッチン方式を活用した被災者支援やキッチンカー協会等との協定締結の検討を行う。
- ベッドやパーティションなどの災害応急救助物資の備蓄や、ホテル・旅館への避難に係る協定活用の呼びかけなどにより、避難者の就寝環境の改善や居住スペースの確保を図る。

【保健医療・福祉】［危 16］［健 12］

（避難所の防災機能強化）

○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。

【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］

（浄化槽対策）

○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。

○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。

【環境】［環 3］

（避難所のごみ及びし尿の収集・処理体制の確保）

○　市町を対象とし、トイレの衛生管理や感染症対策を含めた避難所の適切なごみ処分に関する研修を実施する。

○　市町における避難所開設・運営訓練の実施支援を行う。

○　避難所ごみの分別等の避難者への周知方法について、被災経験のある市町からヒアリングを実施し、市町へフィードバックする。

【環境】［環 4］［健 18］

○　災害廃棄物研修等の実施により連携体制の再確認を行う。
○　近隣し尿処理施設での受入調整の手法に係る検討を行う。
【環境】［環 5］

（医療救護体制の強化）
○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。
○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。
○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。
【保健医療・福祉】［健 6］（再掲）

（避難所の感染防止対策）
○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。
○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。
○　避難所における感染症クラスター発生・拡大防止のための専門人材の派遣体制を整備する。
【保健医療・福祉】［健 10］

（非常用物資の備蓄の推進）
○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。
【保健医療・福祉】【官民連携】［健 13］

（要配慮者に対する支援）
○　福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進する。
【保健医療・福祉】【官民連携】［健 16］

（ボランティア体制の構築等）
○　大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保や ICT の活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が

展開されるよう取り組む。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【官民連携】［健 17］

（遺体への適切な対応）

○　広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。

【行政機能／警察・消防】［健 19］

○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。

○　遺体安置場所における新型インフルエンザウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 5］

○　迅速な身元確認業務の体制強化のため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強や継続的な点検等を行う。

○　身元確認業務に関する資器材の増強配備等を検討し、災害発生時に即座に対応可能な検査体制を確保する。

【行政機能／警察・消防】［警 6］

（特定動物や被災動物への対応）

○　放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

○　ペットの同行避難等について、引き続き、市町、獣医師会、広島県動物愛護推進員及び動物愛護団体等と検討を進めていく。

【行政機能／警察・消防】［健 20］

（避難所等の環境改善）

○　県、市町職員等に対する災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の研修、訓練を実施し、引き続き災害時の速やかな避難所状況把握の手法の向上を図る。

【保健医療・福祉】【デジタル活用】［健 21］

○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。

○　保健師等、広島県災害時公衆衛生チームを対象とした研修を実施する。

○　地震被害想定の改定や令和８年熊本地震の教訓等を踏まえた素案を作成し、市町と協議の上、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直しを進める。

○　一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会との「災害時における救助に関する協

定」を改めて市町へ周知し、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合組合員名簿を市町へ共有する。

【保健医療・福祉】[健 22]

○　広島県災害時公衆衛生活動マニュアル等に基づき、保健・医療・福祉の関係団体と連携して、保健師等による戸別訪問などにより避難所にいる避難者だけではなく、車中や在宅の避難者についても、状況把握や必要な支援を行うこととしており、今後、令和８年熊本地震において、現地支援を行った支援者の経験等を関係者間で共有しつつ、支援体制の更なる充実を検討する。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 25]

○　公衆浴場入浴支援マニュアルによる避難者への入浴支援を行う。
○　引き続き、断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊等関係機関へ共有し、連携体制の強化を図る。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 26]

○　引き続き、飲料水、生活用水の提供に係る民間との協定締結の拡充を行う。
○　引き続き、断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊等関係機関へ共有し、連携体制の強化を図る。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 27]

（下水道施設の防災・減災対策）

○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。

【住宅・都市】[土 19]（再掲）

（避難所に設置されている公立小中学校の体育館等への空調設置）

○　避難所に指定されている公立小中学校の体育館等への空調の設置に向けて、引き続き、国の交付金を活用した整備を市町に働きかける。

【保健医療・福祉】[教 1]

施策に関連する指標	現状値	目標値
スフィア基準を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施支援市町数	3 市町(R7)	18 市町(R12)
DPAT チームの数	20 チーム(R7)	20 チーム(R12)
自治体との連携による遺体安置所の確保率	93%(R8)	100%(R12)

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

（事業者等との協定締結の促進）

○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報に基づき、具体的な要請、配送・給油手順等を確認するための訓練を実施する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 13］（再掲）

（物資調達・供給の連携体制の整備）

○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国５県、中国四国９県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。

【行政機能／警察・消防】［危 17］

○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保する。

○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 20］［環 6］［健 23］［商 1］

（民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備）

○　発災後の生活必需品等の確保や円滑な物資輸送拠点の運営を実現するため、民間団体や関係機関、物流専門家等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて、ラストワンマイルも含めた緊急輸送体制を充実させていく。

○　災害時に市町における物資輸送体制が機能するよう、県内市町と民間事業者との協定締結等、連携体制の構築に向けて、継続的に支援する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 18］

（災害対処能力の向上）

○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。

○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検

討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。

【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】[危 19]

（ガソリンスタンドにおける燃料備蓄）

○　災害時における燃料の安定的かつ円滑な供給体制の確保を図るため、引き続き平時から燃料在庫の確保に取り組むガソリンスタンドに対し関係団体等と連携しながら支援を実施する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 21]

（避難所の感染防止対策）

○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。

○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。

○　避難所における感染症クラスター発生・拡大防止のための専門人材の派遣体制を整備する。

【保健医療・福祉】[健 10]（再掲）

（非常用物資の備蓄の推進）

○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 13]（再掲）

（ボランティア体制の構築等）

○　大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保や ICT の活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組む。

【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【官民連携】[健 17]（再掲）

（水道管の耐震化等供給体制の強化）

○　県内の水道事業者等に対し、策定した耐震化計画により、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連合企業団が設立されたが、参画していない水道事業者も含めて、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう助言を行う。

【住宅・都市】[健 28]

（災害に強い道路ネットワークの構築）

○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅・都市】【交通・物流】[土 2]（再掲）

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土 14]（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長（再掲）	758.3km(47%) (R7)	1012.3km(63%) (R12)
緊急輸送道路の防災対策完了率（再掲）	34.8%(R6)	59.1%(R12)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率（再掲）	33%(R6)	54%(R12)

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（事業所等の活用による災害時帰宅支援）

○　協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 22]

（帰宅困難者対策の周知）

○　徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等について周知するとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合に備え、市町等と連携して、一時滞在施設の確保を図る。

【住宅・都市】【交通・物流】【防災教育】[危 23]

（非常用物資の備蓄の推進）

○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直

しを行う。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 13]（再掲）

（道の駅の活用促進）

○　災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。

【行政機能／警察・消防】[土 27]

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（孤立化防止のためのインフラ整備）

○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[危 11]（再掲）

○　発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。

○　離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。

【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】[土 28]

（災害対処能力の向上）

○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。

○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。

【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】[危 19]（再掲）

（緊急輸送体制の整備）

○　孤立集落対策に関するタイムラインや関係機関の役割分担等の整理を行うとともに、集落内の状況が速やかに把握できる体制の構築及び関係機関との情報共有方法について検討する。

○　ドローンを活用した物資輸送訓練及びスターリンクを活用した通信確認訓練を引き

続き実施することにより、孤立集落への物資支援や通信手段確保の実効性の向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】[危 24]

（通信事業者との連携）

○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、県で実施する図上訓練等に国や通信事業者等の参加を働きかけ、具体的な初動対応等の確認など、国、通信事業者等との連携強化に取り組む。

【情報通信】【官民連携】[危 25]

（非常用物資の備蓄の推進）

○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。

【保健医療・福祉】【官民連携】[健 13]（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長（再掲）	758.3km(47%) (R7)	1012.3km(63%) (R12)

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

（心のケアなどの支援体制の整備・強化）

○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。

○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信する。

○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進める。

○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】[危 15] [健 11]（再掲）

（避難先の確保）

○　各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの

避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 26］

（浄化槽対策）

○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。

○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。

【環境】［環 3］（再掲）

（医療機関の防災機能強化）

○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。

○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

【保健医療・福祉】［健 1］（再掲）

（感染症対策の司令塔機能の整備）

○　疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。

○　新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関及び協定締結医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、地域の医療機関の機能・役割分担（入院、外来、自宅療養、後方支援、医療人材派遣等）に応じた治療・療養の実施等、地域医療機関の連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。

○　感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。

【保健医療・福祉】【人材育成】［健 29］

（予防接種の促進）

○　災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。

【保健医療・福祉】［健 30］

（感染症等検査体制の強化）

○　感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。

【保健医療・福祉】【官民連携】［健 31］

（下水道施設の防災・減災対策）

○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。

【住宅・都市】［土 19］（再掲）

○　流域下水道について、下水道システムの急所施設である処理場（揚水、沈殿、消毒機能に係る施設）、ポンプ場、及び下水道管路の耐震化を着実に進める。

○　災害の想定を常に見直しながら、BCP の見直しを行う。

【住宅・都市】［上 1］

（遺体への適切な対応）

○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。

○　遺体安置場所における新型インフルエンザウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 5］（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
スフィア基準等を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施支援市町数（再掲）	3 市町(R7)	18 市町(R12)
病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）（再掲）	80.8%(R7)	100%(R11)
発熱外来数（流行初期以降の協定締結医療機関）	1,441 機関(R7)	1,499 機関(R11)
麻しん・風しんワクチンの接種率	1 期 91.1%，2 期 90.2%(R6)	1 期、2 期ともに 95%以上(R12)
下水処理場（揚水、沈殿、消毒施設）の耐震化率	33%(R6)	33%(R12)
下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場）の耐震化率	33%(R6)	100%(R12)
下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路）の耐震化率	55%(R6)	57%(R12)
自治体との連携による遺体安置所の確保率（再掲）	93%(R6)	100%(R9)

3　必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

（警察庁舎の耐震化）

○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。

○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 3］（再掲）

○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】［警 4］（再掲）

（警察の災害対応機能の強化）

○　留置施設における年１回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。

【行政機能／警察・消防】［警 7］

（治安の維持）

○　被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。加えて、被災地における犯罪抑止のため、防犯カメラの設置等に係る活動を行う。

【行政機能／警察・消防】［警 8］

○　被災者の運転免許証更新等について、被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。

【行政機能／警察・消防】［警 9］

施策に関連する指標	現状値	目標値
耐震性能を有しない、別館元町庁舎２棟を解体（39 棟/40 棟）（再掲）	97.5%(R7)	100%(R12)
警察本部庁舎・警察署耐震化率	97.5%(R7)	100%(R12)
交番・駐在署耐震化率	75.5%(R7)	83.3%(R12)

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

（交通安全施設等の整備）

○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［土 29（警）］

○　停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 10］

施策に関連する指標	現状値	目標値
信号機電源付加装置の整備状況	104 基(R7)	104 基以上(R12)

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

（行政の災害対応力の強化）

○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］（再掲）

（物資調達・供給の連携体制の整備）

○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国５県、中国四国９県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化

していく。

【行政機能／警察・消防】[危 17]（再掲）

（執務環境・実施体制の維持確保）

○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 27]（再掲）

○　地震や浸水等の災害発生時においても情報システムの利用を継続できるよう、引き続き、ネットワーク機器・回線の更新等を検討する。

【行政機能／警察・消防】[総 3]

（危機管理体制の維持・強化）

○　市町の災害時の対処能力の向上を図るため、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。

【行政機能／警察・消防】[危 28]

○　南海トラフ巨大地震を想定した県の「業務継続計画（BCP)」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証していく。

○　災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72 時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】[危 29]

（広域応援体制の構築）

○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握を行う。

○　市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。

○　災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。

【行政機能／警察・消防】[危 30]

（大規模災害時に迅速的確に対応できる防災人材の育成）

○　引き続き、県・市町共同で防災人材を確保・育成するための仕組みとして「県・市町防災人材協議会」を運営するとともに、防災専門人材（防災担当部署の職員)、個別業務の専門人材（防災担当部署以外で専門的な対応が求められる職員)、防災基礎能力のある人材（防災担当部署以外の職員）に応じた体系的な研修・訓練を県・市町共同で構築する。

○　防災専門人材について、研修や訓練等の実施により災害マネジメント能力の高い人材の育成に努め、災害マネジメント総括支援員等の登録者数の増加を図る。

【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 31］

（住宅・建築物等の耐震化）

○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。

【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】［総 1］**（再掲）**

（避難所の防災機能の強化）

○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。

【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］**（再掲）**

（警察庁舎の耐震化）

○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。

○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】［警 3］**（再掲）**

施策に関連する指標	現状値	目標値
県と連携した災害対応図上訓練等を行っている市町数	2 市町(R7)	23 市町(R12)
防災人材の育成数 ※災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員	29 人(R6)	42 人(R12)
警察本部庁舎・警察署耐震化率	97.5%(R7)	100%(R12)
交番・駐在署耐震化率	75.5%(R7)	83.3%(R12)

4　経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下

（孤立化防止のためのインフラ整備）

○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】[危 11]（再掲）

（中小企業への BCP 策定支援）

○　中小企業等を対象に、災害等の非常事態における事業の継続や早期復旧に向けた BCP 策定を、平時の経営改善やサプライチェーン対策等と一体的に進めることで、事業継続力を高め、地域全体の経済活動を維持できる環境を整備する。

【産業構造】[商 2]

（陸上海上交通網の確保）

○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。

○　大規模災害発生時において、関係機関と連携・協力し、迅速に緊急輸送ルートを確保するため、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施する。

○　道路のアンダーパスについては、これまで道路通行が危険と判断された場合、通行止めを実施し、大雨時の安全確保に取り組んでいる。今後は、令和８年８月の千葉豪雨を受けて、国が策定したガイドラインに基づき、冠水事故防止の強化に取り組む。

【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】[土 31]

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急輸送道路の防災対策実施済延長（再掲）	758.3km(47%) (R7)	1012.3km(63%) (R12)

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

（石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上）

○　石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運

営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。
【産業構造】[危 32]

（有害物質流出対策）

○　全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。

○　汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。

○　PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。

○　災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
【環境】[環 7]

○　毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。
【産業構造】[健 32]

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施	隔年１回の訓練を実施	隔年１回の訓練を維持
水質汚染事故発生件数	85 件(R7)	122 件(R12)

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域社会経済活動への甚大な影響

（物資調達・供給の連携体制の整備）

○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保する。

○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。
【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危 20]［環 6］［健 23］［商 1］（再掲）

（水産業の生産基盤等の災害対応力の強化）

○　水産環境整備マスタープランに基づく漁場整備にあっては、気候変動等を踏まえた、最新の施設の設計基準に基づき、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。

○　漁業関係共同利用施設については、施設管理者と連携し、災害対応力の強化に資する施設の更新を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めた機能強化を推進する。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［農 5］

（卸売市場施設整備の推進）

○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

【産業構造】【老朽化対策】［農 6］

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。

【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［土 15］（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
防護達成人口率（沿岸域）（再掲）	64.8%(R6)	66.6%(R12)

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

（農地等保全活動の推進、地域住民による森林保全活動の支援）

○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。

○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備するとともに、放置された里山林については、民家や農地などの保全対象を勘案し、優先的に整備すべき里山林を抽出した上で、計画的な森林整備を推進する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】［農 7］

施策に関連する指標	現状値	目標値
維持されている農地面積	50,000ha(R7)	45,300ha(R12)
放置され荒廃した森林の整備面積	878ha(R6)	1,140ha(R12)

5　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備）

○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】［危 12］（再掲）

○　迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【デジタル活用】［危 33］

○　地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【デジタル活用】［危 34］

○　大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報

等を一元的に提供できるシステムを構築する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】[土 32（警）]

○　地域や個人ごとに最適な防災情報を提供するため、様々な媒体を活用し、情報の受け手側に合わせたプル型・プッシュ型の情報をリアルタイムで発信するなど、個々の状況に合わせた、きめ細やかな防災情報を発信する。

○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。

【情報通信】【デジタル活用】[危 35] [土 33]

○　110 番通報等と連動した GIS を基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。

【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】[警 11]

（災害対処能力の向上）

○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。

○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。

【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】[危 19]（再掲）

（通信事業者との連携）

○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、県で実施する図上訓練等に国や通信事業者等の参加を働きかけ、具体的な初動対応等の確認など、国、通信事業者等との連携強化に取り組む。

【情報通信】【官民連携】[危 25]（再掲）

（執務環境、実施体制の維持確保）

○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。

【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危 27]（再掲）

（ライフライン事業者との連携）

○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

【情報通信】【産業構造】【官民連携】[危 36]

（要配慮者に対する支援）

○　災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危 37］

○　市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含む避難訓練等の取組に対して、県アドバイザーによる助言や先行事例の共有等により支援を行う。

○　支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援する。

【保健医療・福祉】［健 3］（再掲）

○　福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進する。

【保健医療・福祉】【官民連携】［健 16］（再掲）

（避難所の防災機能強化）

○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。

【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］（再掲）

（土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進）

○　住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。

【県土保全】［土 23］（再掲）

（警察の対応機能の強化）

○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。

【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】［警 4］（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
個別避難計画策定に同意を得られた人数に占める計画策定率（再掲）	63.9%(R8.4)	100%(R12)
防災教育による土砂災害リスクの認知度（再掲）	80.7%(R7)	80%(R12)

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

（石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上）

○　石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。

【産業構造】［危 32］（再掲）

（ライフライン事業者との連携）

○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。

【情報通信】【産業構造】【官民連携】［危 36］（再掲）

（避難所の防災機能強化）

○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。

【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
石油コンビナート等総合防災訓練の実施（再掲）	隔年１回の訓練を実施	隔年１回の訓練を維持

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

（浄化槽対策）

○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。

○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳情報の精度向上や市町が行う浄化槽台

帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。

【環境】[環 3]（再掲）

（災害廃棄物処理計画に基づく対応）

○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

【環境】[環 8]

（し尿の収集・処理体制の確保）

○　災害廃棄物研修等の実施により連携体制の再確認を行う。

○　近隣し尿処理施設での受入調整の手法に係る検討を行う。

【環境】[環 9]

（水道管の耐震化等供給体制の強化）

○　県内の水道事業者等に対し、策定した上下水道耐震化計画により、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連合企業団が設立されたが、参画していない水道事業者も含めて、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう助言を行う。

【住宅・都市】[健 28]（再掲）

（集落排水施設の老朽化対策）

○　集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。

【老朽化対策】[農 8]

（下水道施設の防災・減災対策）

○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。

【住宅・都市】[土 19]（再掲）

○　流域下水道について、下水道システムの急所施設である処理場（揚水、沈殿、消毒機能に係る施設）、ポンプ場、及び下水道管路の耐震化を着実に進める。

○　災害の想定を常に見直しながら、BCP の見直しを行う。

【住宅・都市】[上 1]（再掲）

施策に関連する指標	現状値	目標値
下水処理場（揚水、沈殿、消毒施設）の耐震化率（再掲）	33%(R6)	33%(R6)
下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場）の耐震化率（再掲）	33%(R6)	100%(R12)
下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路）の耐震化率（再掲）	55%(R6)	57%(R12)

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

（緊急輸送体制の整備）

○　広域かつ影響が長期にわたる災害においては、国に対して災害時交通マネジメント検討会の立ち上げを要請し、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。

【交通・物流】[地 1]

○　関係機関の連絡先の更新や平時からの訓練によって、バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の維持確保を図る。

【交通・物流】[危 38] [地 2] [土 30]

（農道の老朽化対策）

○　基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理及び点検診断・耐震診断とそれに基づく対策工事などに取り組み、機能を維持する。

【交通・物流】【老朽化対策】[農 9]

（住宅・建築物等の耐震化）

○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進する。

○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。

【住宅・都市】[土 1]（再掲）

（災害に強い道路ネットワークの構築）

○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時

優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

【住宅・都市】【交通・物流】［土 2］（再掲）

○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

【住宅・都市】【交通・物流】［土 3］（再掲）

（既存建築物等の総合的な安全対策）

○　関係市町と連携して、通学路沿いの危険なブロック塀の撤去を国交付金制度を活用し所有者に対して促す。

○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。

【住宅・都市】［土 7］（再掲）

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）

○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。

○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。

【県土保全】［土 13］（再掲）

○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。

【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土 14］（再掲）

（洪水、高潮対策施設の整備）

○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。

【住宅・都市】【県土保全】［土 18］（再掲）

（土砂災害や山地災害の対策施設の整備）

○　「ひろしま砂防アクションプラン 2026」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全、住宅密集地や防災拠点など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

【県土保全】［土 22］（再掲）

（交通安全施設等の整備）

○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。

【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［土 29（警）］（再掲）

（公共土木施設の災害復旧）

○　「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」を運用し、災害時に地域で迅速に対応できる体制を確保するとともに、体制強化に向けた取組を進める。

【交通・物流】【県土保全】［土 34］

施策に関連する指標	現状値	目標値
要緊急大規模建築物の耐震化（再掲）	91.7%(R7)	98.2%(R12)
広域緊急輸送沿道建築物の耐震化（再掲）	43.3%(R7)	63.4%(R12)
住宅の耐震化率（再掲）	87.4%(R7)	92.0%(R12)
緊急輸送道路の防災対策完了率（再掲）	34.8%(R6)	59.1%(R12)
緊急輸送道路の防災対策実施済延長（再掲）	758.3km(47%) (R7)	1012.3km(63%) (R12)
河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数（再掲）	約 16,700 戸(R7)	約 16,000 戸(R12)
防護達成人口率（沿岸域）（再掲）	64.8%(R6)	66.6%(R12)
港湾における緊急物資供給可能人口カバー率（再掲）	33%(R6)	54%(R12)
河川の要整備延長（再掲）	147.8km(R7)	142.6km(R12)
土砂災害から保全される家屋数（再掲）	約 131,000 戸 (R7)	約 135,000 戸 (R12)
土砂災害対策施設の整備箇所への工事着手率（再掲）	36%(R7)	86%(R12)
災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数	589 者(R7)	690 者(R12)

6　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

（地籍調査の推進）

○　災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要であるため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。

【土地利用（国土利用）】[地 3]

（災害後の都市の復興）

○　平成 27 年 3 月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】[土 35]

施策に関連する指標	現状値	目標値
地籍調査進捗率	54.3%(R7)	59.9%(R11)

6-2 災害対応・応急復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

（NPO 等との連携体制の構築）

○　災害時に被災者支援が効果的に実施できるよう、ひろしま NPO センターと連携しながら、市町における被災者支援に係る官民連携体制の強化に向けた伴走支援を引き続き実施する。

【官民連携】[危 39]［環 10］[健 30]

（耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上）

○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】[土 6]（再掲）

（建設業の担い手確保）

○　建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、労働環境改善に向けた取組や魅力発信等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な確保・育成を推進する。

【産業構造】【人材育成】【官民連携】［土 36］

（デジタル技術を活用した生産性の向上）

○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理する ICT 活用工事や BIM/CIM を推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。

【産業構造】【デジタル活用】［土 37］

（建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備）

○　関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。

【住宅・都市】【人材育成】［土 38］

○　余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。

【住宅・都市】【人材育成】［土 39］

施策に関連する指標	現状値	目標値
建設業に就職したい（又は家族に勧めたい）と考える県民の割合	11.1%(R8)	11.7%(R12)
県発注工事に配置される主任（監理）技術者のうち 40 歳以下の割合	19%(R7)	19%(R12)
中小建設事業者のうち、ICT 技術を活用した工事を経験した事業者の割合	39%(R7)	70%(R12)

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

（災害廃棄物処理計画に基づく対応）

○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・訓練を継続的に実施するとともに、こ

れら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。

【環境】[環 8]（再掲）

（公費解体実施体制の確保）

○　平時から市町における公費解体実施体制を確保するため、市町を対象とした公費解体に関する研修を引き続き実施するとともに、災害廃棄物の分別方法等を周知する啓発資料作成に係る研修を実施する。

○　発災後被災者が速やかに公費解体・撤去を受けられるよう、社会福祉協議会等へのヒアリングを実施し、市町を対象とした災害ボランティアとの連携に向けた取組支援に係る研修を実施する。

【環境】[環 11]

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

（事業用地の確保）

○　事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。

○　所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を図る。

【住宅・都市】[土 40]

（被災者の住宅確保）

○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアル及び仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

○　県営住宅への一時入居体制を維持する。

【住宅・都市】[土 41]

6-5 貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（自主防災組織の充実・強化）

○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した

住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。

○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。

○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。

【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）

（農地等保全活動の推進、地域住民による森林保全活動の支援）

○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。

○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備するとともに、放置された里山林については、民家や農地などの保全対象を勘案し、優先的に整備すべき里山林を抽出した上で、計画的な森林整備を推進する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】［農 7］（再掲）

（漁場機能の回復）

○　大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、国事業を活用した干潟や海底への堆積物の除去等の対策について、平時から市町や団体との連携を強化する。

【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】［農 10］

（市街地での防災機能の確保等）

○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

【住宅・都市】【土地利用】［土 4］（再掲）

（被災者の住宅確保）

○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアル及び仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。

○　県営住宅への一時入居体制を維持する。

【住宅・都市】[土 41]（再掲）

（文化財の保護）

○　災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。

○　所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。

【住宅・都市】[教 2]

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合（再掲）	25.5%(R6)	45.5%(R12)
維持されている農地面積（再掲）	50,000ha(R7)	45,300ha(R12)
放置され荒廃した森林の整備面積（再掲）	878ha(R6)	1,140ha(R12)

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

（正確な情報提供）

○　災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】[危 40]

（卸売市場施設整備の推進）

○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。

【産業構造】【老朽化対策】[農 6]（再掲）

第４　施策の重点化

１　重点化の考え方

大規模自然災害の発生に備えた防災・減災に係る施策を、限られた資源で効率的・効果的に推進していくためには、「起きてはならない最悪の事態」が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性等を考慮した上で施策の重点化を図ることが必要であり、国土強靱化地域計画の策定に関する国の指針においては、重点化の検討について、「それぞれの地域が直面するリスクを踏まえ、事態が回避されなかった場合の影響の大きさや重要性、緊急度等を考慮し、できるだけ客観性を確保しながら進めていくことが重要」とされている。

本県では、今後 30 年以内に 60%～90%程度以上の確率で発生するとされている南海トラフ巨大地震が起こった場合、これまでに経験したことのないような広範囲にわたる甚大な被害が想定されている（第１の７の(６)参照)。また、土砂災害警戒区域が全国最多であり、過去に発生した土砂災害においても、多くの尊い人命が失われている。

こうした中、本県では、平成 27 年３月に制定した広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成 27 年広島県条例第１号）において、「災害死ゼロ」を目標に掲げ、現在、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動を展開している。このため、本計画では、国の基本計画との調和も考慮しつつ、本県が県民総ぐるみ運動を強力に展開していることを踏まえ、回避を優先する事態を**「人命保護に直接かかわる事態」**とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

加えて、被災により行政機能が大きく妨げられる事態が発生した場合、危機管理の統括や関係機関との総合調整、迅速な復旧・復興に大きな支障を来すことから、**「行政機能の大幅な低下につながる事態」**も併せて回避を優先する事態とし、これに関する施策を重点化の対象とする。

２　重点化する施策

重点化の考え方を踏まえ、次の 11 の「起きてはならない最悪の事態」に関する施策を重点化の対象とする。

【人命保護に直接かかわる事態】（10 事態）

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

【行政機能の大幅な低下につながる事態】（１事態）

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

第５　計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を回避するという観点から、毎年度、それぞれのリスクシナリオごとに具体的な施策の取組内容、指標の変動状況及び課題等を局横断的に把握・整理するとともに、社会情勢の変化等を考慮しながら必要に応じて計画の見直しを検討する。

【参考】

○　「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価
○　用語解説
○　広島県強靭化地域計画検討委員会委員

参考１：「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価

１　あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による多数の死傷者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］				○広島県地域防災計画
○　県の地域防災計画に基づき、令和７年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、県、市町、関係団体が一体となって推進している。	○　いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。	○　県の地域防災計画に基づき、令和７年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、引き続き、県、市町、関係団体が一体となって推進していく。 【行政機能／警察・消防】［危2］				○広島県地域防災計画
○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図っている。 ○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ○　平成30年７月豪雨における救出救助活動においては、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。	○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。 ○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警1］				
（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画

	するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危4］				
（家具固定の促進）						
○　いつ起こるか分からない地震による被害を軽減するため、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進している。	○　過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人的被害を生じさせたことを踏まえ、引き続き家具固定率の向上を図る必要がある。	○　いつ起こるか分からない地震による被害を軽減するため、企業・関係団体との一層の連携を図り、家具固定を促進していく。 【リスクコミュニケーション】【防災教育】【官民連携】［危5］	○家具等の転倒防止を行っている人の割合	○66.6% (R7)	○81.0% (R12)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画 ○広島県地域防災計画
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危6］				○広島県地域防災計画
（自助・共助の取組強化）						
○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進など「自助」「共助」の取組を推進している。	○　災害による被害をより一層軽減するためには、県民及び自主防災組織が災害から命を守るために適切な行動をとることが必要である。	○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進　など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。 【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危7］	○避難の準備行動ができている人の割合 （構成要素） ・災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ・非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を備蓄している人の割合 ・家具等の転倒防止を行っている人の割合 ・防災教室・訓練への参加者割合	○28.8% (R7) ・70.2% (R7) ・84.3% (R7) ・62.4% (R7) ・66.6% (R7) ・62.4% (R7)	○42.0% (R12) ・83.0% (R12) ・96.0% (R12) ・75.0% (R12) ・81.0% (R12) ・80.0% (R12)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画 ○広島県地域防災計画
（住宅・建築物等の耐震化）						
○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図っている。	○　県有施設の耐震化率は90.2%(R6.4.1現在)で、全国平均（96.8%）以下であり、これまでの各局の耐震化等の取組だけでなく、全庁的な共通認識の下で更なる取組の強化が必要である。	○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。 【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】［総1］				○広島県公共施設等マネジメント方策

○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震化を促進している。 ○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。	○　南海トラフ巨大地震等の被害想定では、本県においても、震度６弱から６強の地震が発生する可能性があるとされている一方、本県の建築物の耐震化は、一部を除き、全国と比較して低い状況にある。	○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進する。 ○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。 【住宅・都市】[土１]	○要緊急大規模建築物の耐震化 ○広域緊急輸送沿道建築物の耐震化 ○住宅の耐震化率 ○緊急輸送道路の防災対策完了率	○91.7% (R7) ○43.3% (R7) ○87.4% (R7) ○34.8% (R6)	○98.2% (R12) ○63.4% (R12) ○92.0% (R12) ○59.1% (R12)	○広島県耐震改修促進計画（第４期計画）
（建築物等の老朽化対策）						
○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行っている。	○　公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に備えるためには、「事後保全型」から「予防保全型」管理への転換や、「改築」から「長寿命化改修」への転換などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。	○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設について中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。 【老朽化対策】[総２]				○広島県公共施設等マネジメント方策
（土地利用の最適化）						
○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成 30 年３月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。 ○　産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。 ○　不特定多数が集まる自然公園等において、利用者の安全確保のための対策を実施している。	○　風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化や大規模地震の発生が懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。 ○　災害に対する地域ごとの特性を踏まえつつ、従来の防災・減災対策に加え、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を県土利用・管理の点からも進めていく必要がある。 ○　峡谷の浸食の進行、施設の老朽化等により、安全で快適な利用に支障をきたす恐れがある。	○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和７年３月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。 ○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。 【県土保全】【土地利用（国土利用）】[環１]			○広島県土地利用基本計画 ○第６次広島県環境基本計画
○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら推進している。	○　既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。	○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、県民の意識醸成を図りながら、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。 【住宅・都市】【土地利用】[土 10]				○広島県都市計画制度運用方針
○　水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を推進している。	○　各市町で策定する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として災害リスクの高い区域を含まないものとするが、広範囲に及ぶ水災害などのハザードエリアから居住誘導区域をすべて除外することが困難である地域においては、ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策を講じる必要がある。	○　水害リスクを適切に評価した上で河川改修や下水道施設整備を進めるとともに、ハザードマップを活用した避難体制の確立や、住民との合意形成を図った上で建築物の床の高さを定める等の地区計画制度の活用による土地利用規制など、市町など関係機関と連携し、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を推進する。 【住宅・都市】【リスクコミュニケーション】[土 11]				○広島県都市計画制度運用方針

○　都市部において、市街地再開発事業により、老朽建築物等の建替えや公共施設の整備などを進め、災害に強い市街地の形成を促進している。	○　多数の人々が活動する都市部において、老朽建築物等の建替えや公共施設の整備などを進め、建築物倒壊等の被害を最大限防ぐ必要がある。	○　都市部において、市街地再開発事業により、老朽建築物等の建替えや公共施設の整備などを進め、災害に強い市街地の形成を促進する。 【住宅・都市】[土12]				
（医療機関の耐震化）						
○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援している。	○　大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化及び事業継続計画（BCP）策定が必要である。	○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。【保健医療・福祉】[健1]	○病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	○80.8% (R7)	○100% (R11)	○広島県保健医療計画
（社会福祉施設の耐震化）						
○　社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。	○　災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。	○　社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 【保健医療・福祉】[健2]				
（災害に強い道路ネットワークの構築）						
○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保している。	○　本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。 【住宅・都市】【交通・物流】[土2]	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長 ○緊急輸送道路の防災対策完了率	○758.3km (47%) (R7) ○34.8% (R6)	○1012.3km (63%) (R12) ○59.1% (R12)	○広島県道路整備計画2026
○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。	○　大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。	○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。 【住宅・都市】【交通・物流】[土3]				
（市街地での防災機能の確保等）						
○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進している。 ○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進している。	○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 ○　地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。	○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。 ○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。 【住宅・都市】【土地利用】[土4]				○広島県都市計画制度運用方針
○　大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るための取組について、都市公園等の整備を行う市町に対して、指導・助言を行っている。	○　地域住民が円滑に避難できるように避難地・避難路を確保する必要がある。	○　大規模災害発生時に市街地で必要となる避難地の確保を図るための取組について、都市公園等の整備を行う市町に対して、引き続き指導・助言を行う。 【住宅・都市】【土地利用】[土5]				
（耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上）						
○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分	○　相談できる身近な専門家がいないという、県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優	○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の				○広島県耐震改修促進計画（第4期計画）

析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。	良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。	効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。 【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】［土6］				
（既存建築物等の総合的な安全対策）						
○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。	○　市町と連携して通学路沿いにある倒壊の危険があるブロック塀の把握を完了させた。 ○　住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○　関係市町と連携して、通学路沿いの危険なブロック塀の撤去を国交付金制度を活用し所有者に対して促す。 ○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。 【住宅・都市】［土7］				○広島県耐震改修促進計画（第4期計画）
○　管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進している。	○　人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。	○　管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、市町と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を引き続き推進する。 【住宅・都市】［土8］				○広島県空き家対策対応指針
（公共土木施設の老朽化対策）						
○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施している。 ○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進している。 ○　AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組んでいる。	○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されている。 ○　老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、集中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い手不足が懸念されている。 ○　大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。	○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減等により、必要な予算の確保に努めるとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の高度化・効率化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。 ○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県建設分野の革新技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。 ○　AI/IoTなどのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。 【老朽化対策】【人材育成】【デジタル活用】［土9］	○デジタル技術を活用した点検・巡視を行う施設分類数 ○中小建設事業者のうちICT技術を活用した工事を経験した事業者の割合	修繕方針（R8.12策定予定）において目標値を設定 ○39% （R7）	 ○70% （R12）	○修繕方針 ○広島県建設産業ビジョン2026 ○広島デジフラ構想
（装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努めている。	○　航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、ホイスト救助訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図るとともに、ホイスト装置等の資機材の充実に取り組む必要がある。	○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警2］				

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練				○広島県地域防災計画

続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］（再掲）				
○　県の地域防災計画に基づき、令和7年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、県、市町、関係団体が一体となって推進している。	○　いかなる大規模地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、市町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。	○　県の地域防災計画に基づき、令和7年10月に取りまとめた県地震被害想定を踏まえた地震防災対策について、引き続き、県、市町、関係団体が一体となって推進していく。 【行政機能／警察・消防】［危2］（再掲）				○広島県地域防災計画
（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危4］（再掲）	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危6］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自助・共助の取組強化）						
○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難	○　災害による被害をより一層軽減するためには、県民及び自主防災組織が災害から命を守るために適切な行動をとることが必要である。	○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進	○避難の準備行動ができている人の割合 （構成要素）	○28.8% （R7）	○42.0% （R12）	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行

のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進など「自助」「共助」の取組を推進している。		・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進　など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危7］	・災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ・非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を備蓄している人の割合 ・家具等の転倒防止を行っている人の割合 ・防災教室・訓練への参加者割合	・70.2% (R7) ・84.3% (R7) ・62.4% (R7) ・66.6% (R7) ・62.4% (R7)	・83.0% (R12) ・96.0% (R12) ・75.0% (R12) ・81.0% (R12) ・80.0% (R12)	動詞計画 ○広島県地域防災計画
（自主防災組織における津波避難体制の整備）						
○　地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援している。	○　自主防災組織自らが連絡手段や連絡網を整備していない地域がある。 ○　町内会や自主防災組織への参加率が低いなど、地域の繋がりが希薄になっており、災害時に助け合うことが難しくなっている。	○　地域における情報伝達のための連絡網の整備に加え、避難行動においてはお互いに避難を呼びかけるなどの体制を整備するよう、引き続き自主防災組織等の取組を支援する。 【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危8］	○津波の浸水想定区域において、地震・津波を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○32.6% (R6)	○47.6% (R12)	○広島県地域防災計画
（事業者等における津波避難体制の整備）						
○　南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30㎝以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請している。	○　南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、県津波浸水想定図における浸水深30㎝以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者による南海トラフ地震防災対策計画の策定を推進しているが、令和５年時点の策定率は93%（全国81%）となっている。	○　南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの円滑な避難体制を確保するため、南海トラフ地震防災対策計画作成対象施設（県津波浸水想定図における浸水深30㎝以上の区域内で、病院等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業所等を管理・運営している者）の監督部局及び関係団体と連携し、未策定者に対し、計画の策定を要請する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危9］				○広島県地域防災計画
（市町における津波避難体制の整備）						
○　津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進するとともに、円滑に避難できるよう、避難対象地域、緊急避難場所、避難路等の指定や、避難指示のための情報収集・伝達方法等を定めた津波避難計画の策定を促進している。	○　津波被害が生じるおそれのある地域については、市町における津波避難計画の策定を促進するとともに、高台等を避難場所として確保することや津波避難ビル等の指定を促進する必要がある。	○　津波被害が生じるおそれのある地域について、市町による緊急避難場所（高台、津波避難ビル等）の指定を促進する。【行政機能／警察・消防】［危10］				○広島県地域防災計画
（要配慮者に対する支援）						
○　避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備等のため、市町が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を市町が早期に作成できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、市町の取組を促進している。	○　実効性の高い個別避難計画の作成を進めていくには、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」の仕組みや推進体制を構築するとともに、災害危険度が高い地域や独居等の生活実態を踏まえて優先すべき対象者から作成を進めるなど、計画的に進めていく必要がある。	○　市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含む避難訓練等の取組に対して、県アドバイザーによる助言や先行事例の共有等により支援を行う。 ○　支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援する。 【保健医療・福祉】［健3］	○個別避難計画の作成に同意を得られた人数に占める計画作成率	○63.9% (R8.4)	○100% (R12)	○第２期広島県地域福祉支援計画

（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。	○　台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。 ○　南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。	○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。 【県土保全】［土13］	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○防護達成人口率（沿岸域）	○約16,750戸 （R6） ○64.8% （R6）	○約16,000戸 （R12） ○66.6% （R12）	○ひろしま川づくり実施計画2026 ○ひろしま海岸保全実施計画2026
○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。	○　大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は33%となっている。	○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。 【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土14］	○港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% （R6）	○54% （R12）	○広島みなと・空港振興プラン2026
○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施している。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。	○　水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要である。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めていく必要がある。	○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［土15］	○防護達成人口率（沿岸域）	○64.8% （R6）	○66.6% （R12）	○広島みなと・空港振興プラン2026 ○ひろしま海岸保全実施計画2026
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　津波災害警戒区域を「高潮・津波災害ポータルひろしま」で公表し、県民に広く周知することで防災意識の向上を図っている。	○　事業別整備計画に基づき、高潮対策や市街地堤防の耐震対策等を進めているが、最大クラスの津波に対して早期避難等により住民の生命・身体を守るため、津波浸水想定図の作成や津波災害警戒区域の指定が必要である。	○　「広島県津波浸水想定」の見直しに基づき、津波災害警戒区域の変更を行う。また、変更内容を「高潮・津波災害ポータルひろしま」で公表し、県民に広く周知することで防災意識の向上を図る。 　さらに、この区域変更を受けて、市町が速やかにハザードマップを作成できるよう技術的な支援を行い、地域の防災力の強化につなげる。 【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土16］				○ひろしま川づくり実施計画2026 ○ひろしま海岸防災プラン2026
（津波避難意識の向上）						
○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っている。	○　県民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、今後も、わかりやすい「高潮・津波災害ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。	○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。 【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土17］				

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］（再掲）				○広島県地域防災計画

（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危4］（再掲）	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危6］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自助・共助の取組強化）						
○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進など「自助」「共助」の取組を推進している。	○　災害による被害をより一層軽減するためには、県民及び自主防災組織が災害から命を守るために適切な行動をとることが必要である。	○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進　など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危7］	○避難の準備行動ができている人の割合 （構成要素） ・災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ・非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を備蓄している人の割合	○28.8% （R7） ・70.2% （R7） ・84.3% （R7） ・62.4% （R7） ・66.6% （R7） ・62.4%	○42.0% （R12） ・83.0% （R12） ・96.0% （R12） ・75.0% （R12） ・81.0% （R12） ・80.0%	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画 ○広島県地域防災計画

			・家具等の転倒防止を行っている人の割合 ・防災教室・訓練への参加者割合	（R7）	（R12）	
（土地利用の最適化等）						
○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成 30 年 3 月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。 ○　産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。 ○　不特定多数が集まる自然公園等において、利用者の安全確保のための対策を実施している。	○　風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化や大規模地震の発生が懸念される中、県土の安全性に対する要請が高まっている。 ○　災害に対する地域ごとの特性を踏まえつつ、従来の防災・減災対策に加え、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靭化の取組を県土利用・管理の点からも進めていく必要がある。 ○　峡谷の浸食の進行、施設の老朽化等により、安全で快適な利用に支障をきたす恐れがある。	○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和 7 年 3 月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。 ○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。 【県土保全】【土地利用（国土利用）】［環 1］（再掲）			○広島県土地利用基本計画 ○第６次広島県環境基本計画
（農業用ため池、水利施設の老朽化対策）						
○　地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町によるハザードマップの作成と公表を支援している。 ○　ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補修・改修、並びに廃止工事を実施している。 ○　定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する体制を整備している。 ○　水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持している。	○　平成 30 年 7 月豪雨では、農業用ため池の決壊などにより下流への被害が発生したことから、国が決壊した場合に人への被害のおそれがある「防災重点ため池」の選定基準を見直した。これにより、その対象箇所は、約 500 から約 8,000 に増加した。「防災重点ため池」の多くは、直ちに危険な状態にない場合でも、管理不足や近年頻発している豪雨を契機として決壊等により人や家屋などへの被害が発生する恐れがある。 ○　今後、水利施設（ダム、水路、頭首工、揚水・排水機場など）の老朽化が進行する施設が増加するため、施設の機能低下や機能不全により農業生産活動のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○　地域住民の避難行動等による被害の軽減につなげるため、市町で公表しているハザードマップの更新や周知を促進する。 ○　ため池が利用されず放置されている箇所も増加していることから、届出を通じて、利用の実態や管理者を把握するとともに、決壊した場合の被害の大きさや施設の健全度を踏まえ、優先度の高い箇所に対する補強、並びに廃止工事を実施する。 ○　定期的な点検や管理体制の強化に向けた支援により、危険な状態を早期に把握する。 ○　地域の共同活動により、水利施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。 【産業構造】【県土保全】【リスクコミュニケーション】【老朽化対策】［農 1］	○防災重点ため池の防災工事の完了箇所数	○903 箇所 （R7）	○1,243 箇所 （R12）	○2030 広島県農林水産業アクションプログラム
（海岸保全施設の老朽化対策）						
○　海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持している。 ○　津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、広島沿岸海岸保全基本計画に基づく施設の整備を進めている。	○　海岸保全施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○　海岸保全施設の適切な維持管理と計画的な補修・更新により、必要な機能を維持する。 ○　津波・高潮による背後集落や農地への被害を防止するため、ひろしま海岸保全実施計画 2026 に基づく施設の整備を進める。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［農 2］	○防護達成人口率（沿岸域）	○64.8% （R6）	○66.6% （R12）	○2030 広島県農林水産業アクションプログラム ○ひろしま海岸保全実施計画 2026
（公共土木施設の老朽化対策）						
○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木	○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、今後、重大な事故や致命的な損傷等が発生するリスクが飛躍的に高まるなど、社会インフラの安全性や機能の低下が懸念されている。 ○　老朽化した公共土木施設の割合が増大し、今後、	○　老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、予算の平準化やライフサイクルコストの縮減等により、必要な予算の確保に努めるとともに、デジタル技術等を活用した維持管理の高度化・効率化を図り、公共土木施設の計画的な維持	○デジタル技術を活用した点検・巡視を行う施設分類数 ○中小建設事業者のうち	修繕方針（R8. 12 策定予定）において目標値を設定 ○39%	 ○70%	○修繕方針 ○広島県建設産業ビジョン 2026

施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施している。 ○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県長寿命化技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進している。 ○　AI/IoT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組んでいる。	集中的に更新時期を迎える中、維持更新費の増大や担い手不足が懸念されている。 ○　大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI/IoT などのデジタル技術の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。	管理に向けた取組を実施する。 ○　公共土木施設の長寿命化や維持管理の一層の効率化・省人化を図るため、広島県建設分野の革新技術活用制度への登録技術の増加や技術の積極的な活用を推進する。 ○　AI/IoT などのデジタル技術の活用や、国・県・市町の管理者の枠を超えた連携などによる維持管理の効率化・省力化など、新たなインフラマネジメントに取り組む。 【老朽化対策】【人材育成】【デジタル活用】［土 9］（再掲）	ICT 技術を活用した工事を経験した事業者の割合	（R7）	（R12）	○広島デジフラ構想
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。	○　台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にある。 ○　南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の 9 割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。	○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。 【県土保全】［土 13］（再掲）	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○防護達成人口率（沿岸域）	○約 16,750 戸 （R6） ○64.8% （R6）	○約 16,000 戸 （R12） ○66.6% （R12）	○ひろしま川づくり実施計画 2026 ○ひろしま海岸保全実施計画 2026
（津波避難意識の向上等）						
○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っている。	○　県民の地震・津波への防災・減災意識が高まっていることから、今後も、わかりやすい「高潮・津波災害ポータルシステム」への改良に取り組む必要がある。	○　県民自らが、高潮・津波浸水想定図など地震・津波への防災・減災に必要な情報をより多く取得できるよう、必要に応じて「高潮・津波災害ポータルシステム」の改良を行っていく。 【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土 17］（再掲）				
（洪水、高潮対策策施設の整備）						
○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進している。	○　大規模な洪水や台風などに伴う高潮時による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約 6 割といまだ低位な状況にある。	○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。 【住宅・都市】【県土保全】［土 18］	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○河川の要整備延長	○約 16,750 戸 （R6） ○147.8㎞ （R7）	○約 16,000 戸 （R12） ○142.6㎞ （R12）	○ひろしま川づくり実施計画 2026
（下水道施設の防災・減災対策）						
○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行っている。	○　市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCP の見直しを行う必要がある。	○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のある BCP への見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。 【住宅・都市】［土 19］				
（浸水想定区域図の作成等）						
○　水害リスク情報の提供の充実を図るため、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表を推進するとともに、地先ごとの洪水危険度を伝えるためのシステムを構築している。 ○　高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正に	○　地域住民が常日頃から水害リスクを認識できるよう、洪水浸水想定区域の認知度向上や水害の危険を直感的に把握できるなど、水害リスクを正しく認識できる取組を推進する必要がある。 ○　高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正に	○　水害リスク情報の提供の充実を図るため、多段階の浸水想定図及び水害リスクマップの作成・公表を推進するとともに、地先ごとの洪水危険度を伝えるためのシステムを運用する。 ○　高潮時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域の指定を推進す	○水害リスク情報をリアルタイムで入手したことがある人の割合 ○高潮・津波ハザードマッ	○70% （R7） ○0%	○80% （R12） ○100%	○ひろしま川づくり実施計画 2026 ○ひろしま海岸

より国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成を推進している。 ○　県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進している。 ○　洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、小・中学校を対象にまるごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）の取組を推進している。	より国から示された想定最大規模の台風による高潮浸水想定区域図の作成及び指定を推進する必要がある。 ○　地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。	る。 ○　県民が洪水・高潮における危険箇所等を知り、洪水時の円滑かつ迅速な避難を行うため、洪水に関する防災情報を提供する「洪水ポータルひろしま」及び「高潮・津波災害ポータルひろしま」の普及拡大を推進する。 ○　洪水ハザードマップの普及浸透・水害に対する危機意識の醸成を目的とし、公共施設等を対象にまるごとまちごとハザードマップ（洪水標識の設置）の取組を推進する。 【県土保全】【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】［土20］	プ作成・更新率	(R7)	(R12)	保全実施計画2026
○　県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援している。	○　既往最大降雨や浸水実績等に基づく内水ハザードマップが作成・公表されていない排水区域での内水氾濫による被害が発生するなど、水害リスク情報の提供が課題となっている。	○　県民が内水浸水の危険箇所等を知り、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を行うため、市町による内水ハザードマップの作成・公表を支援する。 【住宅・都市】【リスクコミュニケーション】［土21］				

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］（再掲）				○広島県地域防災計画
（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% (R6)	○45.5% (R12)	○広島県地域防災計画

		画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危4］（再掲）				
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危6］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自助・共助の取組強化）						
○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進など「自助」「共助」の取組を推進している。	○　災害による被害をより一層軽減するためには、県民及び自主防災組織が災害から命を守るために適切な行動をとることが必要である。	○　県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって ・身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認する「マイ・タイムライン」の普及促進 ・小学校等での防災教育の実施 ・地域防災タイムラインを活用した避難訓練の推進　など、今後も「自助」「共助」の取組を推進する。【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危7］（再掲）	○避難の準備行動ができている人の割合 （構成要素） ・災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合 ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合 ・非常持出品を用意し、かつ3日分以上の食料や飲料水を備蓄している人の割合 ・家具等の転倒防止を行っている人の割合 ・防災教室・訓練への参加者割合	○28.8% (R7) ・70.2% (R7) ・84.3% (R7) ・62.4% (R7) ・66.6% (R7) ・62.4% (R7)	○42.0% (R12) ・83.0% (R12) ・96.0% (R12) ・75.0% (R12) ・81.0% (R12) ・80.0% (R12)	○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画 ○広島県地域防災計画
（孤立防止のためのインフラ整備）						
○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合の応急活動の実施体制に関する検討が必要である。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】［危11］				○広島県地域防災計画
（情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備）						
○　大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備について計画的に再編整備している。	○　あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○　大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】［危12］				○広島県地域防災計画
（土地利用の最適化等）						
○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成30年3	○　風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化や大規模地震の発生が懸念される中、県土の安全性に対する要請	○　県土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（令和7年3月改定）に基づき、県土				○広島県土地利用基本計画

月改定）に基づき、県土の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を関係局で実施している。 ○　産業や交通など社会的な諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する県土の安全性を高めるとともに、災害に強い都市構造の形成を図る取組を関係局で実施している。 ○　不特定多数が集まる自然公園等において、利用者の安全確保のための対策を実施している。	が高まっている。 ○　災害に対する地域ごとの特性を踏まえつつ、従来の防災・減災対策に加え、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靭化の取組を県土利用・管理の点からも進めていく必要がある。 ○　峡谷の浸食の進行、施設の老朽化等により、安全で快適な利用に支障をきたす恐れがある。	の有効利用や県土利用の質的向上、持続可能な県土管理の実施などに関する施策を引き続き関係局で実施する。 ○　産業や交通など経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の分散配置やバックアップの推進、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る取組を引き続き関係局で実施する。 ○　不特定多数が集まる自然公園等の老朽化施設の再整備や落石対策工等を実施することにより、利用者の安全を確保する。 【県土保全】【土地利用（国土利用）】［環 1］（再掲）				○第６次広島県環境基本計画
○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら推進している。	○　既成市街地内の災害リスクの高い土地において、土地利用規制が十分に機能していない。	○　長期的には市街化調整区域への編入や立地適正化計画の活用などにより、県民の意識醸成を図りながら、土地利用規制や災害リスクの低い区域への居住誘導を図り、短期的には、県民の生命、身体及び財産を保護するための防災工事や住民の避難誘導体制の整備などにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を図るなどの取組を市町と連携を図りながら更に推進する。 【住宅・都市】【土地利用】［土 10］（再掲）				○広島県都市計画制度運用方針
（土砂災害や山地災害の対策施設の整備）						
○　人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施している。 ○　市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいる。	○　本県は多くの山地災害危険地区を抱えており、治山施設の整備等の対策には多く時間を要すため、ソフト対策にも取り組んでいく必要がある。	○　人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施する。 ○　市町に対し警戒避難計画策定の支援や山地災害危険地区の情報をホームページで公表するなどの県民の適切な避難実施に必要な情報の提供にも取り組んでいく。 【産業構造】【県土保全】【リスクコミュニケーション】［農 3］	○山地災害防止対策等着手地区数	○5,451 地区 （R7）	○5,576 地区 （R12）	○2030 広島県農林水産業アクションプログラム
○　「ひろしま砂防アクションプラン 2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成 30 年 7 月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進している。	○　本県は全国最多の約 48,000 箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。	○　「ひろしま砂防アクションプラン 2026」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全、住宅密集地や防災拠点など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。 【県土保全】［土 22］	○土砂災害から保全される家屋数 ○土砂災害対策施設の整備箇所への工事着手率	○約 131,000 戸 （R7） ○36% （R7）	○約 135,000 戸 （R12） ○86% （R12）	○ひろしま砂防アクションプラン 2026
（地すべり防災施設の老朽化対策）						
○　地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持している。 ○　基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持している。	○　地すべり防止施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念される。	○　地すべり防止施設の適切な維持管理と点検診断などを実施し、計画的な補修・更新により、機能を維持する。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［農 4］				○2030 広島県農林水産業アクションプログラム
（土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進）						
○　住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する	○　区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、県民が適切な避難行動につながるソフト対策	○　住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。 【県土保全】［土 23］	○防災教育による土砂災害リスクの認知度	○80.7% （R7）	○80% （R12）	○ひろしま砂防アクションプラン 2026

取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進している。	を推進する必要がある。					
○　がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、県民の自助の取組を支援している。	○　区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、県民が適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。	○　がけ地近接等危険住宅移転事業による土砂災害の危険性のある区域からの移転や、建築物土砂災害対策改修促進事業により特別警戒区域内の住宅・建築物の補強について、引き続き、県民の自助の取組を支援していく。 【県土保全】［土24］				○広島県耐震改修促進計画（第4期計画）
（宅地耐震化の推進）						
○　大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進めている。	○　近年の大地震において、盛土造成地の滑動崩落や、液状化被害が多数発生したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を支援・促進する必要がある。	○　市町による大規模盛土造成地の安全性把握調査や宅地の液状化ハザードマップの高度化、宅地の滑動崩落防止及び液状化対策を支援・促進し、住民との被害リスクの共有や事前対策を進める。 【県土保全】【リスクコミュニケーション】［土25］				

1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］（再掲）				○広島県地域防災計画
（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画

		育】【人材育成】［危 4］（再掲）				
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危 6］（再掲）				○広島県地域防災計画
（孤立防止のためのインフラ整備）						
○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合の応急活動の実施体制に関する検討が必要である。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】［危 11］（再掲）				○広島県地域防災計画
（情報の迅速・的確な把握伝達体制の整備）						
○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備について計画的に再編整備している。	○　あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】［危 12］（再掲）				○広島県地域防災計画
（冬期交通の安全確保）						
○　雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進めている。	○　近年、24 時間降雪量の増大、積雪深さの観測史上最大の更新など、雪の少ない地域も含め、集中的な大雪が局所的に発生しており、大雪時の車両の滞留は、県民生活に大きな影響を及ぼす可能性を有している。	○　雪害などの災害時に道路啓開等を担う建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図るとともに、除雪機械の増強や自動運転技術等を活用した熟練技能者の不足を補う除雪機械などの装備の高度化を進める。 【交通・物流】【人材育成】［土 26］				

2　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 1］（再掲）				○広島県地域防災計画
○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図っている。 ○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ○　平成 30 年７月豪雨における救出救助活動においては、必要な装備資機材が不足し、大量の土砂等を撤去	○　装備資機材習熟訓練を始めとする各種訓練を計画的に実施して、事案対処能力の向上を図る。 ○　災害警備活動のための装備資機材を整備するとともに、重機を操縦する有資格者の養成など各種資格の取得を推進する。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警 1］（再掲）				

	する作業が非効率であった。効率的に救出救助活動を実施するため、装備資機材を充実させるとともに、重機を操縦する有資格者の養成及び技能向上が必要である。					
（消防団・消防本部等の充実・強化）						
○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図っている。	○　地域の重要な防災力である消防団（非常備消防）の団員の減少・高齢化が進行し、また、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。	○　消防団（非常備消防）の団員確保に向けて、女性や若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等の取組について、各市町に対してモデルとなる事例を提供する等の支援を行うとともに、消防本部及び消防署（常備消防）や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危3］（再掲）				○広島県地域防災計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危4］（再掲）	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画
（消防本部等における装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行っている。	○　消防本部及び消防署（常備消防）の装備資機材の強化及び消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える規模の災害に対応するため、広域応援体制の充実を図る必要がある。	○　消防本部及び消防署（常備消防）において、装備資機材の強化促進、消防職員の知識・技能の向上を図るとともに、地域の消防力を超える大規模災害に備え、県内消防機関による応援や緊急消防援助隊による受援を一層円滑にできるよう、必要に応じて県内広域消防応援協定の締結支援や緊急消防援助隊受援計画の見直しを行う。 【行政機能／警察・消防】［危6］（再掲）				○広島県地域防災計画
（装備資機材の強化及び関係機関の連携体制の整備）						
○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努めている。	○　航空隊と機動隊が連携した警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、ホイスト救助訓練等を継続的に実施し、隊員の救助技能の向上を図るとともに、ホイスト装置等の資機材の充実に取り組む必要がある。	○　あらゆる事態を想定した訓練や資機材を有効に活用した訓練等を継続的に実施し、警察航空レスキュー隊の救助活動が効果的に展開できるように、各隊員の救助技能や救助練度の更なる向上に努める。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［警2］（再掲）				
（警察庁舎の耐震化）						
○　耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建	○　防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・	○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて	○警察本部庁舎・警察署耐	○97.5%	○100%	○警察施設整備

替・耐震化を含めて検討するほか、警察署の建替整備事業を推進している。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進している。	警察署の耐震化率を100%とする必要がある。 ○　地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化率を100%とする必要がある。	広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。 【行政機能／警察・消防】[警3]	震化率 ○交番・駐在署耐震化率	(R7) ○75.5% (R7)	(R12) ○83.3% (R12)	方針
（警察の災害対応機能の強化）						
○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図っている。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】[警4]				

2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（事業者等との協定締結の促進）						
○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めている。	○　民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておくとともに、協定発動時における実効性を高めておく必要がある。	○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報に基づき、具体的な要請、配送・給油手順等を確認するための訓練を実施する。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危13]				○広島県地域防災計画
（災害対策本部と保健医療福祉調整本部との連携強化）						
○　災害対策本部と保健医療福祉調整本部が連携した運営訓練を実施している。	○　必要な被災者支援対策が速やかに実施できるよう、災害対策本部事務局、各支部、保健医療福祉調整本部等の関係組織の連携体制を強化する必要がある。	○　災害対策本部と保健医療福祉調整本部の連携した運営訓練を引き続き実施するとともに、災害対策本部事務局と各支部、保健医療福祉調整本部等との連携・調整など、部局横断的に対応する被災者支援チームを設置し、各取組の進捗を確認しながら対策を進めていく。【行政機能／警察・消防】【保健医療・福祉】[危14]				
（執務環境、実施体制の維持確保）						
○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を実施している。	○　大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高める必要がある。	○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危27]				○広島県地域防災計画
（医療機関の耐震化）						
○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援している。	○　大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化及び事業継続計画（BCP）策定が必要である。	○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 【保健医療・福祉】[健1]（再掲）	○病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	○80.8% (R7)	○100% (R11)	○広島県保健医療計画
（医療救護体制の強化）						
○　大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害	○　大規模災害に対応するためには、関係各機関が連	○　大規模災害発生時に、災害拠点病院、DMAT（災害派遣医療チー	○災害実働訓練を実施した	○89.5%	○100%	○広島県保健医

派遣医療チーム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を促進している。 ○　EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（標準診療日報）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進めている。	携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておくことが重要である。	ム）及び消防機関等の関係機関が連携した医療救護活動が実施できるよう、災害拠点病院と関係機関の訓練の実施を引き続き促進する。 ○　EMIS（広域災害救急医療情報システム）、J-SPEED（標準診療日報）等の情報管理システムを活用した被災状況等の収集・分析体制の整備に取り組むとともに、医療資源の配分や患者搬送などの医療調整業務を適切に行うことができる人材の確保・育成を進める。 【保健医療・福祉】【デジタル活用】[健4]	災害拠点病院の割合	(R7)	(R11)	療計画
○　災害時のDMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たなDMATチームの養成を推進している。	○　県内災害拠点病院におけるDMAT（災害派遣医療チーム）の養成は、厚生労働省の実施する研修の受講により積極的に行われているが、現状のチーム数では十分ではない。	○　災害時のDMAT（災害派遣医療チーム）の重要性が高まっていることから、DMAT隊員について、技能を維持する研修や訓練への積極的な参加を求めるとともに、新たなDMATチームの養成を推進する。 【保健医療・福祉】[健5]	○DMATのチーム数	○35チーム (R7)	○43チーム (R11)	○広島県保健医療計画
○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進している。 ○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施している。 ○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行っている。	○　災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○　災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。	○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。 ○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。 ○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。 【保健医療・福祉】[健6]				
（病院の防災機能の強化）						
○　災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組を推進している。	○　多くの患者を受け入れ、また他県からの応援のDMAT（災害派遣医療チーム）を受け入れることとなる災害拠点病院では、患者処置等に必要な電気等を確保するための自家発電装置等のライフライン維持装置の整備を行っている。また、浸水想定区域や津波災害警戒区域に立地する災害拠点病院においては、浸水対策を推進する必要がある。	○　災害拠点病院が災害時に継続して医療を提供するために、必要な燃料、水を備蓄する設備の整備促進、及び、速やかに補給できる体制確保のための取組や、自院の浸水による被害を軽減するため、止水対策を含む浸水対策を実施するための取り組みを推進する。 【保健医療・福祉】[健7]				○広島県保健医療計画
（医療・介護人材の育成）						
○　災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進している。	○　今後、高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模災害や感染症における急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、更なる人材確保に取り組むとともに県・市町・関係機関が緊密に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。	○　災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、市町や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を引き続き推進する。 【保健医療・福祉】【人材育成】[健8]	○10万人当たり医療施設従事医師数 ○医療施設等従事看護職員数	○279.5人 (R6) ○45,812人 (R6)	○269.3人以上 (R8) ○47,157人 (R11)	○広島県保健医療計画
（災害時の医療・福祉連携体制の強化）						
○　災害時に、関係職能団体の協力を得て、公衆衛生上の観点から必要な支援を行う「広島県災害時公衆衛生チーム」内で医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備している。	○　大規模災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要である。	○　「広島県災害時公衆衛生チーム」のそれぞれの活動を通じて医療職と福祉関係職種の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を引き続き整備する。また、保健医療福祉活動チームとの連携を強化するための受援体制を整備する。 【保健医療・福祉】[健9]				

（災害に強い道路ネットワークの強化）						
○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保している。	○　本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。 【住宅・都市】【交通・物流】［土2］（再掲）	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長 ○緊急輸送道路の防災対策完了率	○758.3km （47%） （R7） ○34.8% （R6）	○1012.3km （63%） （R12） ○59.1% （R12）	○広島県道路整備計画2026
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。	○　大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は33%となっている。	○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。 【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土14］（再掲）	○港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% （R6）	○54% （R12）	○広島みなと・空港振興プラン2026

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（心のケアなどの支援体制の整備・強化）						
○　各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行っている。 ○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築している。 ○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備している。 ○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援している。	○　各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。また、作成したマニュアルにより訓練を実施し、訓練結果を踏まえマニュアルの見直しを行う必要がある。 ○　被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 ○　避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。	○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。 ○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信する。 ○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進める。 ○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】［危15］［健11］	○スフィア基準等を踏まえた避難所開設・運営訓練の実施支援市町数	○3市町 （R7）	○18市町 （R12）	○安心▷誇り▷挑戦ひろしまビジョンアクションプラン ○広島県地域防災計画
○　災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行うため、必要な職種による「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、協定を締結した関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど体制の強化を図っている。	○　大規模災害発生時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。	○　災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な支援を行うため、「広島県災害時公衆衛生チーム」を迅速に派遣できるよう、関係職能団体との連携を図るとともに、研修会等を実施するなど引き続き体制の強化を図る。また、保健医療福祉活動チームとの連携のための受援体制を整備する。 【保健医療・福祉】［健14］				
○　日本DPAT（災害派遣精神医療チーム）及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を整備している。	○　災害発生後、迅速に被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うため、DPAT（災害派遣精神医療チーム）体制を整備する必要がある。	○　日本DPAT（災害派遣精神医療チーム）及び担当者を厚生労働省が実施するDPAT研修に派遣するとともに、関係者の連携を強化し、災害時に迅速な被災地域の精神保健医療ニーズの把握、専門性の高い精神科医療の提供等を行うことができる体制を引き続き整備する。 【保健医療・福祉】［健15］	○DPATのチーム数	○20チーム （R7）	○20チーム （R12）	

○　災害発生時において、高齢者や障害者、子供等の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされる場合の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の発生が懸念される。これらの一般避難所等での福祉ニーズに対応できるよう、県災害福祉支援ネットワークを設置し、平時から、災害に備えた連携・情報共有や、研修・訓練の実施など、DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣に向けた基盤整備に取り組んでいる。	○　国が令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、災害対策基本法等の改正を実施し、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」に考え方を転換し、場所にとらわれない活用を可能とされたことから、「福祉サービスの提供」の観点から、被災者への福祉的支援等の充実を図る必要がある。	○　引き続き、県災害福祉支援ネットワークの活動を通じ、DWAT（災害派遣福祉チーム）チーム員登録の増加に向けた取組を実施するとともに、他チームとの連携等、実践的な研修・訓練を継続的に実施する。 【保健医療・福祉】[健24]				○第２期広島県地域福祉支援計画
（避難所における TKB 対策）						
○　避難所におけるトイレの確保・管理に向けて、簡易トイレ等の備蓄や仮設トイレの設置に係る民間団体との協定締結を推進している。 ○　「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」に基づく備蓄や、自治体・NPO 等による炊き出し支援等による避難所への食糧等支援を推進している。 ○　「避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」による居住スペースの確保や、ベッド、パーティション等の備蓄、ベッド等の提供に係る民間団体との協定締結を推進している。	○　避難所環境の改善に不可欠となる TKB（トイレ（トイレの確保・管理）、キッチン（暖かく栄養バランスが取れた食事の提供）、ベッド（寝床の改善））対策に取り組む必要がある。	○　避難所環境の改善に不可欠となる TKB（トイレ（トイレの確保・管理）、キッチン（暖かく栄養バランスが取れた食事の提供）、ベッド（寝床の改善））対策に取り組む。 ・地震被害想定の改定や令和８年熊本地震の教訓等を踏まえた素案を作成し、市町と協議の上、に基づき「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直しを進める。 ・避難所におけるトイレの確保・管理に向けて、引き続き簡易トイレ等の備蓄や仮設トイレの設置に係る民間団体との協定締結を推進するとともに、関係部局が連携した「トイレ対策チーム」を設置し、発災時にトイレが不足する避難所等への支援を速やかに検討・実施する。 ・学校給食施設、セントラルキッチン方式を活用した被災者支援やキッチンカー協会等との協定締結の検討を行う。 ・ベッドやパーティションなどの災害応急救助物資の備蓄や、ホテル・旅館への避難に係る協定活用の呼びかけなどにより、避難者の就寝環境の改善や居住スペースの確保を図る。 【保健医療・福祉】[危16]［健12］				
（避難所の防災機能強化）						
○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進している。	○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、自立型分散電源を確保するため、これらの施設へ自家消費型太陽光発電の導入を推進する必要がある。	○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。 【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】[環２]				○第６次広島県環境基本計画
（浄化槽対策）						
○　災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を行っている。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を行っている。	○　災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。 ○　浄化槽の実態把握について、台帳情報の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。	○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。 【環境】[環３]				
（避難所のごみ及びし尿の収集・処理体制の確保）						
○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」について、市町や関係団体に周知を行っている。	○　避難所の衛生環境を良好に維持するため、避難所ごみ及びし尿を円滑に処理する必要がある。	○　市町を対象とし、トイレの衛生管理や感染症対策を含めた避難所の適切なごみ処分に関する研修を実施する。 ○　市町における避難所開設・運営訓練の実施支援を行う。 ○　避難所ごみの分別等の避難者への周知方法について、被災経験のある市町からヒアリングを実施し、市町へフィードバックする。 【環境】[環４]［健18］				○広島県災害廃棄物処理計画

○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」について、市町や関係団体に周知を行っている。	○　避難所の衛生環境を良好に維持するため、避難所ごみ及びし尿を円滑に処理する必要がある。	○　災害廃棄物研修等の実施により連携体制の再確認を行う。 ○　近隣し尿処理施設での受入調整の手法に係る検討を行う。 【環境】［環 5］				○広島県災害廃棄物処理計画
（医療救護体制の強化）						
○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進している。 ○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施している。 ○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行っている。	○　災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○　災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。	○　災害医療への対応や避難所等での良好な衛生環境を維持するため、備蓄や流通事業者等との連携により、医療資材の確保を推進する。 ○　災害時医薬品等供給マニュアルに基づき、災害時の医薬品等供給体制を整備するとともに、災害時医薬品等供給訓練を実施する。 ○　定期的に災害時用医薬品等の品目見直し・備蓄更新を行う。 【保健医療・福祉】［健 6］（再掲）				
（避難所の感染防止対策）						
○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を行っている。 ○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行っている。	○　感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保及び感染症クラスター発生・拡大防止など、感染症対策に万全を期す必要がある。	○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。 ○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。 ○　避難所における感染症クラスター発生・拡大防止のための専門人材の派遣体制を整備する。 【保健医療・福祉】［健 10］				○広島県感染症予防計画
（非常用物資の備蓄の推進）						
○　応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。	○　県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○　災害時に避難所の環境改善に資する物資や資機材の調達に係わる協定を拡充する必要がある。	○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 13］				
（要配慮者に対する支援）						
○　高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等の横展開、市町・施設向けの研修会等を実施している。 ○　避難所における高齢者や障害者等の要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築を推進している。	○　高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、市町の福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 ○　高齢者や障害者等の要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。	○　福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進する。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 16］				
（ボランティア体制の構築等）						
○　県や県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関などで構成する「広島県被災者生活サポートボラネット推進会議」において、発災時における各機関・団体の役割や課題等について情報共有等を定期的に行うなど、災害時に迅速な支援活動を行うためのネットワークづくりを行っている。	○　南海トラフ巨大地震などの大規模災害や感染症流行時における災害に対応できる体制等を整えるとともに、被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）を迅速に設置・運営できる体制を整備する必要がある。	○　大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保や ICT の活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組む。				

		【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【官民連携】[健17]				
（遺体への適切な対応）						
○　広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど各市町における広域火葬体制整備を促進している。	○　災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど市町における広域火葬体制を整備する必要がある。	○　広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集するなど引き続き各市町における広域火葬体制整備を促進する。 【行政機能／警察・消防】[健19]				
○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、市町等との連携を推進している。 ○　遺体安置場所における新型インフルエンザウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進している。	○　地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各署単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 ○　死者が新型インフルエンザウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。	○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。 ○　遺体安置場所における新型コロナウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。 【行政機能／警察・消防】[警5]	○自治体との連携による遺体安置所の確保率	○93% (R8)	○100% (R12)	
○　迅速な身元確認業務を推進するため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強等を行っている。 ○　現在、科学捜査研究所（DNA型鑑定による身元確認を行う施設）は１カ所であることから、災害に強い庁舎への移転を検討している。	○　大規模災害発生時において、遺体を発見した場合、早期に身元確認等を実施するため、現場担当や検視担当等との情報共有態勢を構築するとともに鑑定体制の充実強化を図る必要がある。	○　迅速な身元確認業務の体制強化のため、必要な要員の確保、鑑定機器の増強や継続的な点検等を行う。 ○　身元確認業務に関する資器材の増強配備等を検討し、災害発生時に即座に対応可能な検査体制を確保する。 【行政機能／警察・消防】[警6]				
（特定動物や被災動物への対応）						
○　放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備している。 ○　ペットの同伴避難等について、市町、獣医師会及び動物愛護団体等と検討を進めている。	○　市町に対し、災害時動物愛護活動マニュアル等を更に周知し、対応に役立ててもらう必要がある。 ○　災害発生時には放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適正な飼養管理が必要である。 ○　多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のためのスペース確保に努める必要がある。	○　放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、引き続き災害時の被災動物等への対応体制を整備する。 ○　ペットの同行避難等について、引き続き、市町、獣医師会、広島県動物愛護推進員及び動物愛護団体等と検討を進めていく。【行政機能／警察・消防】[健20]				
（避難所等の環境改善）						
○　県、市町職員等に対する災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の研修、訓練を実施し、災害時の速やかな避難所状況把握の手法の向上を図る。	○　避難所の状況把握を円滑に行うためには、デジタル技術の活用を進める必要がある。	○　県、市町職員等に対する災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の研修、訓練を実施し、引き続き災害時の速やかな避難所状況把握の手法の向上を図る。 【保健医療・福祉】【デジタル活用】[健21]				
○市町への一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会との「災害時における救助に関する協定」の周知を行っている。	○　要配慮者等をはじめ、避難者が快適な避難所生活を送れる環境を整備する必要がある。	○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。 ○　保健師等、広島県災害時公衆衛生チームを対象とした研修を実施する。 ○　地震被害想定の改定や令和８年熊本地震の教訓等を踏まえた素案を作成し、市町と協議の上、「災害応急救助物資の備蓄・調達方針」の見直しを進める。 ○　一般社団法人広島県生活衛生同業組合連合会との「災害時にお				

		ける救助に関する協定」を改めて市町へ周知し、広島県ホテル旅館生活衛生同業組合組合員名簿を市町へ共有する。 【保健医療・福祉】［健 22］				
○　避難者の健康状態の把握と支援に関するマニュアル等を活用し、保健師等への研修実施を行っている。	○　在宅避難者等の体調管理、医療・介護サービス等を受けられる避難先等への搬送の充実を図る必要がある。	○　広島県災害時公衆衛生活動マニュアル等に基づき、保健・医療・福祉の関係団体と連携して、保健師等による戸別訪問などにより避難所にいる避難者だけではなく、車中や在宅の避難者についても、状況把握や必要な支援を行うこととしており、今後、令和８年熊本地震において、現地支援を行った支援者の経験等を関係者間で共有しつつ、支援体制の更なる充実を検討する。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 25］				
○　公衆浴場入浴支援マニュアルによる避難者への入浴支援を行うため各市町における入浴支援体制整備を行っている。 ○　断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊・日本水道協会等関係機関と共有し、連携体制の強化を図る。	○　被災者が快適な避難所等での生活を送れる環境を整備する必要がある。 ○　断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行う必要がある。給水区域と配水フロー図を一体的管理し、随時、アップデートに取り組む必要がある。 ○　災害時における給水支援スキームに係る関係機関（自衛隊等）との共有を図る必要がある。	○　公衆浴場入浴支援マニュアルによる避難者への入浴支援を行う。 ○　引き続き、断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊等関係機関へ共有し、連携体制の強化を図る。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 26］				
○　飲料水、生活用水の提供に係る民間との協定締結の拡充を行っている。 ○　断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊・日本水道協会等関係機関と共有し、連携体制の強化を図る。	○　飲料水、生活用水の提供に係る民間との協定締結の拡充を行う必要がある。 ○　断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行う必要がある。給水区域と配水フロー図を一体的管理し、随時、アップデートに取り組む必要がある。 ○　災害時における給水支援スキームに係る関係機関（自衛隊等）との共有を図る必要がある。	○　引き続き、飲料水、生活用水の提供に係る民間との協定締結の拡充を行う。 ○　引き続き、断水エリアの早期把握のため、各水道事業者が重要給水施設に位置付けている施設への浄水場からの配水フローの確認を行うほか、災害時における給水支援スキームについて、自衛隊等関係機関へ共有し、連携体制の強化を図る。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 27］				
（下水道施設の防災・減災対策）						
○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行っている。	○　市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。	○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。 【住宅・都市】［土 19］（再掲）				
（避難所に指定されている公立小中学校の体育館への空調設置）						
○　避難所に指定されている公立小中学校の体育館等への空調の設置に向けて、国の交付金を活用した整備を市町に働きかけている。	○　避難所に指定されている公立小中学校の体育館等について、国の目標年度である令和13年度までに、空調の整備を完了させる必要がある。	○　避難所に指定されている公立小中学校の体育館等への空調の設置に向けて、引き続き、国の交付金を活用した整備を市町に働きかける。 【保健医療・福祉】［教 1］				

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（事業者等との協定締結の促進）						
○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めている。	○　民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておくとともに、協定発動時における実効性を高めておく必要がある。	○　災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、防災拠点となる施設の住所・設備状況などの情報に基づき、具体的な要請、配送・給油手順等を確認するための訓練を実施する。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 13］（再掲）				○広島県地域防災計画
（物資調達・供給の連携体制の整備）						
○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化している。	○　大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。	○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。 【行政機能／警察・消防】［危 17］				○広島県地域防災計画
○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保している。 ○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行っている。	○　災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連物資等の安定確保を図る必要がある。	○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保する。 ○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 20］［環 6］［健 23］［商 1］				○広島県地域防災計画
（民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備）						
○　発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させている。 ○　災害時に市町における物資輸送体制が機能するよう、県内市町と民間事業者との協定締結等、連携体制等の構築に向けて支援している。	○　大規模災害時に適切に対処するため、平素から各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を図る必要がある。	○　発災後の生活必需品等の確保や円滑な物資輸送拠点の運営を実現するため、民間団体や関係機関、物流専門家等と連携した緊急輸送に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて、ラストワンマイルも含めた緊急輸送体制を充実させていく。 ○　災害時に市町における物資輸送体制が機能するよう、県内市町と民間事業者との協定締結等、連携体制の構築に向けて、継続的に支援する。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】［危 18］				○広島県地域防災計画
（災害対処能力の向上）						
○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築している。 ○　関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組んでいる。	○　あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○　平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかったことが課題となった。 ○　大規模災害発生時における災害対応スペースについて、十分に確保できているのか検証できていない。	○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。 ○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。				○広島県地域防災計画

		【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】［危19］				
（ガソリンスタンドにおける燃料備蓄）						
○　災害時における燃料の安定的かつ円滑な供給体制の確保を図るため、平時から燃料在庫の確保に取り組むガソリンスタンドに対し関係団体等と連携しながら支援を実施している。	○　地震等の災害発生により道路が閉塞した場合、ローリーによるガソリンスタンドへの燃料供給が滞ることで地域の燃料確保に支障をきたすおそれがあることから、ガソリンスタンドにおいて平時から一定量の燃料在庫を確保しておく必要がある。	○　災害時における燃料の安定的かつ円滑な供給体制の確保を図るため、引き続き平時から燃料在庫の確保に取り組むガソリンスタンドに対し関係団体等と連携しながら支援を実施する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危21］				
（避難所の感染防止対策）						
○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を行っている。 ○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行っている。	○　感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保及び感染症クラスター発生・拡大防止など、感染症対策に万全を期す必要がある。	○　避難所でのまん延防止のため、感染症に係る避難所運営マニュアルを活用し、市町に対して避難所の環境整備に係る指導・助言を引き続き行う。 ○　緊急時には避難所での感染症対策に必要な資機材等を市町に配布するとともに、発災時に状況に応じた支援を行うため、県でも備蓄を行う。 ○　避難所における感染症クラスター発生・拡大防止のための専門人材の派遣体制を整備する。 【保健医療・福祉】［健10］（再掲）				○広島県感染症予防計画
（非常用物資の備蓄の推進）						
○　応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。	○　県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○　災害時に避難所の環境改善に資する物資や資機材の調達に係わる協定を拡充する必要がある。	○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健13］（再掲）				
（ボランティア体制の構築等）						
○　県や県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関などで構成する「広島県被災者生活サポートボラネット推進会議」において、発災時における各機関・団体の役割や課題等について情報共有等を定期的に行うなど、災害時に迅速な支援活動を行うためのネットワークづくりを行っている。	○　南海トラフ巨大地震などの大規模災害や感染症流行時における災害に対応できる体制等を整えるとともに、被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）を迅速に設置・運営できる体制を整備する必要がある。	○　大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保やICTの活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組む。 【保健医療・福祉】【リスクコミュニケーション】【人材育成】【官民連携】［健17］（再掲）				
（水道管の耐震化等供給体制の強化）						
○　県内の水道事業者等に対し、上下水道耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、指導・助言を行っている。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行っている。	○　県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。	○　県内の水道事業者等に対し、策定した上下水道耐震化計画により、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連合企業団が設立されたが、参画していない水道事業者も含めて、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう助言を行う。 【住宅・都市】［健28］				○次期広島県水道ビジョン・水道基盤強化計画
（災害に強い道路ネットワークの構築）						
○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資す	○　本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支	○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長 ○緊急輸送道路の防災対策	○758.3km （47%） （R7） ○34.8%	○1012.3km （63%） （R12） ○59.1%	○広島県道路整備計画2026

る多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保している。	障を来す懸念がある。	切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。 【住宅・都市】【交通・物流】[土2]（再掲）	完了率	(R6)	(R12)	
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。	○　大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は33%となっている。	○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。 【産業構造】【交通・物流】【県土保全】[土14]（再掲）	○港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% (R6)	○54% (R12)	○広島みなと・空港振興プラン2026

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（事業所等の活用による災害時帰宅支援）						
○　協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、民間事業者と協定を締結している。	○　民間事業者との協定により、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」の整備を行っているが、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大について検討する必要がある。	○　協定を締結した民間事業者の店舗で、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水道水、トイレ、道路情報等の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」について、地震被害想定を踏まえた協力店舗の拡大を検討し、必要に応じて民間事業者と協定を締結する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】[危22]				○広島県地域防災計画
（帰宅困難者対策の周知）						
○　徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等について周知している。	○　災害時に、徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、県民等に対し公共交通機関が運行を停止した場合の適切な行動を周知することが必要である。	○　徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、県民や企業等に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等について周知するとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合に備え、市町等と連携して、一時滞在施設の確保を図る。 【住宅・都市】【交通・物流】【防災教育】[危23]				○広島県地域防災計画
（非常用物資の備蓄の推進）						
○　応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。	○　県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○　災害時に避難所の環境改善に資する物資や資機材の調達に係わる協定を拡充する必要がある。	○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。 【保健医療・福祉】【官民連携】[健13]（再掲）				
（道の駅の活用促進）						
○　災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進している。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整えている。	○　災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、防災拠点としての活用を推進する必要がある。	○　災害発生時に、市町の避難場所等として指定されている「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、引き続き防災拠点としての活用を推進する。また、広域的な防災拠点としての活用を検討し、対象となる「道の駅」について、道路管理者と市町が役割分担し、施設、体制を整える。 【行政機能／警察・消防】[土27]				

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（孤立化防止のためのインフラ整備）						
○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係	○　陸上・海上輸送が機能しない場合の応急活動の実	○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有す				○広島県地域防

機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。	施体制に関する検討が必要である。	るヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】［危 11］（再掲）				災計画
○　発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努めている。 ○　離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めている。	○　本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するとともに、異常気象により災害や通行規制が発生している。	○　発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、多重型道路ネットワークの強化に努める。 ○　離島（島しょ部）が孤立することを防ぐため、引き続き、港湾施設のインフラ整備を進めていく。 【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】［土 28］	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○758.3㎞ （47%） （R7）	○1012.3㎞ （63%） （R12）	○広島県道路整備計画 2026 ○広島みなと・空港振興プラン 2026
（災害対処能力の向上）						
○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用した仕組みを構築している。 ○　関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組んでいる。	○　あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○　平成 30 年 7 月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかったことが課題となった。 ○　大規模災害発生時における災害対応スペースについて、十分に確保できているのか検証できていない。	○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有する ICT 技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。 ○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。 【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】［危 19］（再掲）				○広島県地域防災計画
（緊急輸送体制の整備）						
○　孤立集落が通信手段を確保し、必要な物資支援等を受けることができるよう、ドローンを活用した物資輸送訓練及びスターリンクを活用した通信確認訓練を実施している。	○　令和６年能登半島地震では、被災地で多くの孤立集落が発生し、円滑な救援活動やインフラの復旧活動が困難な状況が発生した。 ○　広島県において、数多くの孤立可能性のある集落がある。	○　孤立集落対策に関するタイムラインや関係機関の役割分担等の整理を行うとともに、集落内の状況が速やかに把握できる体制の構築及び関係機関との情報共有方法について検討する。 ○　ドローンを活用した物資輸送訓練及びスターリンクを活用した通信確認訓練を引き続き実施することにより、孤立集落への物資支援や通信手段確保の実効性の向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［危 24］				○広島県地域防災計画
（通信事業者との連携）						
○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、通信事業者等との連絡体制を確保している。	○　大規模災害時における通信の面的な確保や通信インフラの早期復旧のため、関係機関との連携強化に取り組む必要がある。	○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、県で実施する図上訓練等に国や通信事業者等の参加を働きかけ、具体的な初動対応等の確認など、国、通信事業者等との連携強化に取り組む。【情報通信】【官民連携】［危 25］				○広島県地域防災計画
（非常用物資の備蓄の推進）						
○　応急用の県備蓄物資や民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法について見直しを行っている。	○　県では、応急用の県備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による県全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○　災害時に避難所の環境改善に資する物資や資機材の調達に係わる協定を拡充する必要がある。	○　応急用の県備蓄物資、民間備蓄との連携及び民間事業者との協定等による県全体の備蓄物資に関し、大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達について引き続き見直しを行う。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健 13］（再掲）				

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（心のケアなどの支援体制の整備・強化）						
○　各避難所の環境・運営改善を進めるため、市町と	○　各避難所において、設備環境、レイアウト、必要	○　市町における避難所の運営体制の強化を図るため、「広島県避	○スフィア基準等を踏まえ	○3 市町	○18 市町	○安心▷誇り▷挑

連携して、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行っている。 ○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築している。 ○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備している。 ○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援している。	な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。また、作成したマニュアルにより訓練を実施し、訓練結果を踏まえマニュアルの見直しを行う必要がある。 ○　被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 ○　避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。	難所開設・運営マニュアル作成ガイドライン」について、令和８年熊本地震の教訓など最新の知見を踏まえた改定を行うとともに、このガイドラインを活用して、市町職員等への研修や避難所の運営訓練に対する支援を実施する。 ○　避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信する。 ○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進める。 ○　被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】［危 15］［健 11］（再掲）	た避難所開設・運営訓練の実施支援市町数	（R7）	（R12）	戦ひろしまビジョンアクションプラン ○広島県地域防災計画
（避難先の確保）						
○　各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけている。	○　市町では、災害時の感染症拡大防止対策として、避難所の収容人数を制限し、避難者間の距離を確保するなどの取組を行っており、地域によっては要避難者に対して避難所が不足することが考えられるため、より多くの避難先を確保しておく必要がある。	○　各市町に対して、公共施設に加え、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的な開設・運営を行う「自主避難所」や車での避難を想定した避難先の確保、学校を避難所とする場合には体育館だけでなく教室も開放するなど、引き続き、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用を働きかけていく。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危 26］				○広島県地域防災計画
（浄化槽対策）						
○　災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を行っている。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を行っている。	○　災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。 ○　浄化槽の実態把握について、台帳情報の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。	○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。 【環境】［環 3］（再掲）				
（医療機関の耐震化）						
○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進している。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援している。	○　大規模災害時の医療提供体制の維持を図るため、病院の耐震化及び事業継続計画（BCP）策定が必要である。	○　病院について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、引き続き整備補助により耐震化を促進する。 ○　災害発生時においても、医療機関での診療機能の維持や患者の安全・安心を確保し、高まる感染リスクにも備えるため、病院の事業継続計画（BCP）策定を支援する。 【保健医療・福祉】［健 1］（再掲）	○病院における事業継続計画（BCP）の策定率（策定が義務付けられている災害拠点病院を除く）	○80.8% （R7）	○100% （R11）	○広島県保健医療計画
（感染症対策の司令塔機能の整備）						
○　疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成している。 ○　新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、患者受入れ順のルール設定、専門性の高い医療従事者の集約による効率的な治療の実施、圏域における軽症者への外来診療や	○　重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成及び感染症発生場所への迅速な医療人材派遣等が必要である。	○　疫学・感染症に携わるスタッフ等を対象にした研修について、参加者からの要望事項等を踏まえ、より効果的で関心度の高い専門研修を継続実施し、人材を養成していく。 ○　新興感染症の拡大に対応するため、感染症指定医療機関・協力医療機関及び協定締結医療機関を核とした医療提供体制の充実・強化に向けた研修会を開催し、地域の医療機関の機能・役割分担（入院、外来、自宅療養、後方支援、医療人材派遣等）に応じた治療・療養の実施等、地域医療機関の連携による万全の患者受入れ体制構築を図る。	○発熱外来数（流行初期以降の協定締結医療機関）	○1,441 機関 （R7）	○1,499 機関 （R11）	○広島県保健医療計画（第 8 次） ○広島県感染症予防計画

感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、役割分担・連携による万全の患者受入れ体制構築を図っている。 ○　感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応している。		○　感染症は社会全体のリスクであるとの認識のもと、全国に先駆けて設置した広島県感染症・疾病管理センターを中心に、感染症のリスクや感染防止のための行動などを県民等で共有して理解を深め、感染症対策に総合的に対応する。 【保健医療・福祉】【人材育成】［健29］				
（予防接種の促進）						
○　災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、積極的な働きかけを実施している。	○　災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種を促進する必要がある。	○　災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期の予防接種の実施主体である市町に対し、一層の積極的な働きかけを実施する。 【保健医療・福祉】［健30］	○麻しん・風しんワクチンの接種率	○1期91.1%、2期90.2% （R6）	○1期・2期ともに95%以上 （R12）	○広島県感染症予防計画
（感染症等検査体制の強化）						
○　感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行っている。	○　災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調査を可能とする環境を作り、感染者を広範かつ早期に発見する仕組みを構築する必要がある。	○　感染症発生時において、医療機関や民間機関等と連携して迅速な感染状況の把握や積極的疫学調査を行う。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健31］				○広島県感染症予防計画
（下水道施設の防災・減災対策）						
○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行っている。	○　市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。	○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。 【住宅・都市】［土19］（再掲）				
○　流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進めている。 ○　災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図っている。 ○　流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇所については点検を強化し、改修等の必要な措置を実施している。	○ 大規模地震発生時においても下水処理機能を確保するため、被災すると施設の機能が失われる基幹施設について、耐震化を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、随時、災害の想定に応じたBCPの見直しを行う必要がある。	○　流域下水道について、下水道システムの急所施設である処理場（揚水、沈殿、消毒機能に係る施設）、ポンプ場、及び下水道管路の耐震化を着実に進める。 ○　災害の想定を常に見直しながら、BCPの見直しを行う。 【住宅・都市】［上1］	○下水処理場（揚水、沈殿、消毒施設）の耐震化率 ○下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場）の耐震化率 ○下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路）の耐震化率	○33% （R6） ○33% （R6） ○55% （R6）	○33% （R12） ○100% （R12） ○57% （R12）	○流域下水道耐震化計画流域下水道事業業務継続計画【大規模地震・津波編】）
（遺体への適切な対応）						
○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、市町等との連携を推進している。 ○　遺体安置場所における新型インフルエンザウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進している。	○　地震・津波・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各署単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 ○　死者が新型インフルエンザウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。	○　広域に多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、引き続き市町等との連携を推進する。 ○　遺体安置場所における新型インフルエンザウイルスなどの感染防止措置のため、必要な資機材などを確保するとともに、市町等との連携を推進する。 【行政機能／警察・消防】［警5］（再掲）	○自治体との連携による遺体安置所の確保率	○93% （R8）	○100% （R12）	

3　必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（警察庁舎の耐震化）						
○　耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、警察署の建替整備事業を推進している。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進している。	○　防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警察署の耐震化率を100%とする必要がある。 ○　地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化率を100%とする必要がある。	○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。 【行政機能／警察・消防】[警3]（再掲）	○警察本部庁舎・警察署耐震化率 ○交番・駐在署耐震化率	○97.5% （R7） ○75.5% （R7）	○100% （R12） ○83.3% （R12）	○警察施設整備方針
（警察の災害対応機能の強化）						
○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図っている。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や110番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】[警4]（再掲）				
○　年１回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行っている。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行っている。	○　大規模災害発生時において、警察留置施設が使用不可になった場合の逃走防止及び避難対策が必要である。	○　留置施設における年１回以上の逃走防止訓練及び避難訓練を継続して行う。また、交通網が遮断された場合などを想定し、非常計画（避難場所等の選定）の見直しを継続して行う。 【行政機能／警察・消防】[警7]	○留置施設における逃走防止訓練及び避難訓練の実施	○年１回以上の訓練を実施	○年１回以上の訓練を実施	
（治安の維持）						
○　被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を行っている。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため女性警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を行っている。	○　災害による混乱や避難生活者の空き家屋などが生ずることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。	○　被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を引き続き行う。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため警察官を積極的に派遣して、避難所等における相談の受理や防犯指導等を引き続き行う。加えて、被災地における犯罪抑止のため、防犯カメラの設置等に係る活動を行う。 【行政機能／警察・消防】[警8]				
○　被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、被災者の負担軽減を図っている。	○　被災者にとって運転免許証は生活の維持に必要不可欠であるが、災害により運転免許証の有効期間内の更新が出来ず、また、運転免許証を紛失する場合が想定されるため、被災状況に応じた運転免許証更新等に関する情報の発信ときめ細かい対応が必要である。	○　被災者の運転免許更新等について、被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、引き続き被災者の負担軽減を図る。 【行政機能／警察・消防】[警9]				

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（交通安全施設等の整備）						
○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するととも	○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムや交通規制資機材を整備する必要がある。また、災	○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防				

に、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する必要がある。	止するため、予備電源の整備を推進する。【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［土29（警）］				
○　停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を推進している。	○　大規模災害発生直後から、救助等のルートを確保するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置を整備、更新する必要がある。	○　停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新を引き続き推進する。【行政機能／警察・消防】［警10］	○信号機電源付加装置の整備状況	○104基 （R7）	○104基以上 （R12）	

3-3 県・市町の職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（行政の災害対応能力の強化）						
○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行している。	○　大規模災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、関係機関や民間団体等との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化を行う必要がある。	○　県・市町の災害時の対処能力の向上を図るため、引き続き、警察、消防、自衛隊等関係機関や民間団体等と連携しながら、複合災害を想定した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危1］（再掲）				○広島県地域防災計画
（物資調達・供給の連携体制の整備）						
○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化している。	○　大規模災害発生時において行政間で迅速かつ的確に応急措置等の広域支援を実施するための取組について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定に定めた人的・物的支援に支障が生じないよう平素から点検に努めるとともに、情勢変化等に応じた協定内容の見直しを検討する必要がある。	○　大規模災害発生時の人的・物的支援について、中国5県、中国四国9県、全国都道府県などによる広域支援に関する協定を締結しており、引き続き、国も含めた協力体制を維持するとともに、支援・受援の内容について訓練の実施を通して実効性を強化していく。 【行政機能／警察・消防】［危17］（再掲）				○広島県地域防災計画
（執務環境、実施体制の維持確保）						
○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を実施している。	○　大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高める必要がある。	○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危27］（再掲）				○広島県地域防災計画
○　県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう、本庁舎・地方機関の耐震化工事に併せ、ネットワーク機器の移設・更新等を検討している。なお、機械室、テープ保管庫、保守員控室は自家発回路につながっており、安定したシステム運用を確保している。	○　県庁の各庁舎のネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう、庁舎の一部について、耐震化に併せ、ネットワーク機器の移設・更新を実施した。引き続き、機器の移設・更新を検討していく必要がある。	○　地震や浸水等の災害発生時においても情報システムの利用を継続できるよう、引き続き、ネットワーク機器・回線の更新等を検討する。 【行政機能／警察・消防】［総3］				
（危機管理体制の維持・強化）						
○　市町の災害時の対処能力の向上を図るため、チェックリストを用いて、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援している。	○　平成30年7月豪雨において課題となった、市町の初動応急対応について、災害発生時に適切な対応が行えるよう、市町の防災対処能力を点検し、各種マニュアル類の整備等の支援を行う必要がある。	○　市町の災害時の対処能力の向上を図るため、市町の初動応急対応に必要な災害対策運営要領等のマニュアル類の整備・改定を指導・助言し、実効性確保のための訓練を支援する。 【行政機能／警察・消防】［危28］	○県と連携した災害対応図上訓練等を行っている市町数	○2市町 （R7）	○23市町 （R12）	○広島県地域防災計画
○　南海トラフ巨大地震を想定した県の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」につい	○　県の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」について、計画の実効性を高め、内容の	○　南海トラフ巨大地震を想定した県の「業務継続計画（BCP）」及び「計画に基づくマニュアル」について、定期的な見直しを行うと				

て、定期的な見直しを行うとともに、訓練等を通じて検証している。 ○　平成 27 年 5 月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用して、市町における「業務継続計画（BCP）」の策定を推進している。 ○　災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72 時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を推進している。	充実を図る必要がある。 ○　市町において、非常用電源は確保されているものの、72 時間稼働の確保や揺れや浸水に備えた対策ができていない市町がある。	ともに、訓練等を通じて検証していく。 ○　災害対策本部が設置される市町庁舎における非常用電源について、72 時間稼働の確保と浸水・地震対策の整備を推進する。 【行政機能／警察・消防】［危 29］				
（広域応援体制の構築）						
○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備している。 ○　市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う体制を整備している。 ○　災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応している。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意している。	○　被災者の状況把握や、市町間の円滑な連携を進めるため、被災市町に職員を派遣する場合には、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制を確保する必要がある。	○　市町間を越えた広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や市町の相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握を行う。 ○　市町からの要請に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を行う。 ○　災害の状況に応じて、市町からの要請がなくとも、県との間で情報連絡を行う職員を市町に派遣し、被災市町の支援ニーズを的確にとらえて対応する。また、派遣にあたっては、二次災害の回避や長期間の対応となった場合の体制の確保について留意する。 【行政機能／警察・消防】［危 30］				○広島県地域防災計画
（大規模災害時に迅速的確に対応できる防災人材の育成）						
○　防災に関する基礎的な知識やスキルの習得を目的とした防災人材育成研修や、県・市町の交流人事を実施している。 ○　県・市町共同で防災人材を確保・育成するための仕組みとして「県・市町防災人材協議会」を設置し、各種研修や訓練を実施している。	○　大規模災害に的確に対応するため、自治体において、防災分野の知識や経験等を有する人材の確保・育成が急務となっている。 ○　今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの大規模地震や、激甚化・頻発化する豪雨災害に的確に対応するためには、県・市町が共同して、防災人材の確保・育成や相互応援体制の構築など、県・市町全体で、更なる防災体制の強化を図る必要がある。	○　引き続き、県・市町共同で防災人材を確保・育成するための仕組みとして「県・市町防災人材協議会」を運営するとともに、防災専門人材（防災担当部署の職員）、個別業務の専門人材（防災担当部署以外で専門的な対応が求められる職員）、防災基礎能力のある人材（防災担当部署以外の職員）に応じた体系的な研修・訓練を県・市町共同で構築する。 ○　防災専門人材について、研修や訓練等の実施により災害マネジメント能力の高い人材の育成に努め、災害マネジメント総括支援員等の登録者数の増加を図る。 【行政機能／警察・消防】【人材育成】［危 31］	○防災人材の育成数 ※災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員	○29 人 （R6）	○42 人 （R12）	
（住宅・建築物等の耐震化）						
○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図っている。	○　県有施設の耐震化率は 90.2%(R6.4.1 現在)で、全国平均（96.8%）以下であり、これまでの各局の耐震化等の取組だけでなく、全庁的な共通認識の下で更なる取組の強化が必要である。	○　県有施設について、個別施設計画で定めた具体的な取組等に基づき、今後も継続的な利用を行う施設の耐震改修工事を計画的に実施し、耐震化を図る。 【行政機能／警察・消防】【住宅・都市】【保健医療・福祉】［総 1］（再掲）				○広島県公共施設等マネジメント方策
（避難所の防災機能の強化）						
○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進している。	○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、自立分散型電源を確保するため、これらの施設へ自家消費型太陽光発電の導入を推進する必要がある。	○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。 【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］（再掲）				○第６次広島県環境基本計画

（警察庁舎の耐震化）						
○　耐震性能を有しない警察本部庁舎について、建替・耐震化を含めて検討するほか、警察署の建替整備事業を推進している。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進している。	○　防災拠点として重要な役割を担う警察本部庁舎・警察署の耐震化率を100%とする必要がある。 ○　地域における防災拠点となる交番・駐在所の耐震化率を100%とする必要がある。	○　耐震性能を有しない警察本部別館基町庁舎を建て替え、併せて広島市内に点在している別館庁舎を集約することにより、警察本部庁舎の耐震化を推進する。 ○　耐震性能を有しない交番・駐在所について、耐用年数や老朽化等の施設状況を踏まえながら、計画的な建替整備を推進する。 【行政機能／警察・消防】［警3］（再掲）	○警察本部庁舎・警察署耐震化率 ○交番・駐在署耐震化率	○97.5% （R7） ○75.5% （R7）	○100% （R12） ○83.3% （R12）	○警察施設整備方針

4　経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（孤立防止のためのインフラ整備）						
○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、体制整備に努めている。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合の応急活動の実施体制に関する検討が必要である。	○　陸上・海上輸送が機能しない場合には、防災関係機関が所有するヘリコプターを有効に活用するために、関係機関が連携してヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう、引き続き体制整備に努める。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】［危11］（再掲）				○広島県地域防災計画
（中小企業へのBCP策定支援）						
○　地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、中小企業等を中心にBCP策定を普及啓発している。	○　BCP策定は平時の企業利益に直結しにくいことから、企業における取組の優先順位が低く、策定や継続的な運用が進みにくい。	○　中小企業等を対象に、災害等の非常事態における事業の継続や早期復旧に向けたBCP策定を、平時の経営改善やサプライチェーン対策等と一体的に進めることで、事業継続力を高め、地域全体の経済活動を維持できる環境を整備する。 【産業構造】［商2］				○広島県地域防災計画
（陸上海上交通網の確保）						
○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。	○　大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の滞りにより経済活動の支障となる懸念がある。	○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進する。 ○　大規模災害発生時において、関係機関と連携・協力し、迅速に緊急輸送ルートを確保するため、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施する。 ○　道路のアンダーパスについては、これまで道路通行が危険と判断された場合、通行止めを実施し、大雨時の安全確保に取り組んでいる。今後は、令和８年８月の千葉豪雨を受けて、国が策定したガイドラインに基づき、冠水事故防止の強化に取り組む。 【住宅・都市】【産業構造】【交通・物流】【県土保全】【老朽化対策】［土31］	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○758.3㎞ （47%） （R7）	○1012.3㎞ （63%） （R12）	○広島県道路整備計画2026

4-2 コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（石油ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ等特別防災区域の災害対処能力の向上）						
○　石油コンビナート等総合防災訓練を実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図ってい	○　石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関における連携体制の構築が必要である。 ○　周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対策等	○　石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。	○石油コンビナート等総合防災訓練の実施	○隔年１回の訓練を実施	○隔年１回の訓練を維持	○広島県地域防災計画

る。	を講じる必要がある。	【産業構造】[危 32]				
（有害物質流出対策）						
○　全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進している。 ○　汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施している。 ○　PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表している。 ○　災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行っている。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行っている。	○　災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握の上、関係機関と連携しながら、的確な対応を取る必要がある。	○　全ての有害物質使用特定施設等に水質汚濁防止法に基づく構造基準が適用されたため、引き続き、点検業務の頻度を高めるなど有害物質の流出防止対策を推進する。 ○　汚染事故の発生に際しては、広島県危機対策運営要領（水質汚染事故、大気汚染事故）により、速やかに消防・市町・県等の関係機関で情報を共有し、的確な対応を実施する。 ○　PRTR 法（化学物質排出把握管理促進法）により、各事業所からの化学物質の排出量等を把握・公表する。 ○　災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係県、県関係機関及び関係市町と連携して、速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。 【環境】[環 7]	○水質汚染事故発生件数	○85 件 （R7）	○122 件 （R12）	○第６次広島県環境基本計画
○　毒物劇物製造施設等への監視指導により、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図っている。	○　毒物劇物を多量に取り扱う製造施設等において、施設の耐震性の向上等、防災体制の整備を図る必要がある。	○　毒物劇物製造施設等への監視指導により、引き続き、施設の耐震性の向上、危害防止規定の策定等防災体制の整備を図る。 【産業構造】[健 32]				

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・地域社会経済活動への甚大な影響						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（物資調達・供給の連携体制の整備）						
○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保している。 ○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行っている。	○　災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連物資等の安定確保を図る必要がある。	○　災害時には、交通機関の途絶等により生活関連物資等の確保が困難になることが予想されるため、県と関係団体等が締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連物資等を安定確保する。 ○　災害発生に備え、災害時応援協定を締結している民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について引き続き働きかけを行う。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【官民連携】[危 20] [環 6] [健 23] [商 1]（再掲）				○広島県地域防災計画
（水産業の生産基盤等の災害対応力の強化）						
○　漁場施設の災害対応強化を行えるよう水産環境整備マスタープランの方針内に位置付け、新たな整備や現有施設機能強化を推進している。 ○　漁業関係共同利用施設については、災害対応力の強化を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めて機能強化を図っている。	○　過去に整備した漁場施設や漁業関係共同利用施設については、老朽化や耐震基準への不適合等により災害時の機能確保が困難となるものが増加しており、現有施設の機能強化や、新たな施設の追加更新により対応力を強化する必要がある。	○　水産環境整備マスタープランに基づく漁場整備にあっては、気候変動等を踏まえた、最新の施設の設計基準に基づき、新たな整備や現有施設機能強化を推進する。 ○　漁業関係共同利用施設については、施設管理者と連携し、災害対応力の強化に資する施設の更新を浜の活力再生プランの取組方針に位置付け、施設の改築を含めた機能強化を推進する。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】[農 5]				○水産環境整備マスタープラン ○浜の活力再生プラン

（卸売市場施設整備の推進）						
○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進している。	○　大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が必要である。	○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。 【産業構造】【老朽化対策】［農 6］				
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施している。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施している。	○　水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設の耐震・耐津波対策や老朽化対策が必要である。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るべき海岸保全施設の整備を進めていく必要がある。	○　漁港施設の災害対応力の強化に向けて、策定されたストックマネジメント計画に基づき、計画的・効率的な維持管理を実施し、引き続き、漁港施設の老朽化対策や、耐震・耐津波の点検結果を踏まえた必要な対策を実施していく。また、漁村地域に暮らす人の生命・財産を守るため、漁港区域の海岸保全施設整備を実施していく。 【産業構造】【県土保全】【老朽化対策】［土 15］（再掲）	○防護達成人口率（沿岸域）	○64.8% （R6）	○66.6% （R12）	○広島みなと・空港振興プラン 2026 ○ひろしま海岸保全実施計画 2026

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（農地等保全活動の推進、地域住民による森林保全活動の支援）						
○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進している。 ○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施している。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備している。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進している。	○　人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能（下流域の湛水防止など）の低下が懸念される。 ○　依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林が多く存在しており、県土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念される。	○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。 ○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備するとともに、放置された里山林については、民家や農地などの保全対象を勘案し、優先的に整備すべき里山林を抽出した上で、計画的な森林整備を推進する。 【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】［農 7］	○維持されている農地面積 ○放置され荒廃した森林の整備面積	○50,000ha （R7） ○878ha （R6）	○45,300ha （R12） ○1,140ha （R12）	○2030 広島県農林水産業アクションプログラム

5　情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% （R6）	○45.5% （R12）	○広島県地域防災計画

	するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】［危 4］（再掲）				
（情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備）						
○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備について計画的に再編整備している。	○　あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○　大規模災害により、NTT 等の公衆回線が途絶した場合においても、県庁と地方機関、市町役場等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に運営管理するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。 【行政機能／警察・消防】【情報通信］［危 12］（再掲）				○広島県地域防災計画
○　迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、防災情報システムを運営管管理している。	○　あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○　迅速かつ的確な防災情報の収集・伝達手段を確保するため、引き続き、防災情報システムを適切に運営管理する。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】【デジタル活用】［危 33］				○広島県地域防災計画
○　地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続している。	○　あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。	○　地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステム等に係る運用及び維持管理を継続するとともに、老朽化した通信設備の再編整備を検討する。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】【デジタル活用】［危 34］				○広島県地域防災計画
○　大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムの構築を推進している。	○　大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器等を整備する必要がある。また、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。	○　大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるシステムを構築する。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［土 32（警）］				
○　地域や個人ごとに最適な防災情報を提供するため、様々な媒体を活用し、情報の受け手側に合わせたプル型・プッシュ型の情報をリアルタイムで発信するなど、個々の状況に合わせた、きめ細やかな防災情報を発信している。 ○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築している。	○　あらゆる災害時において、情報を一元的に収集し、災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで発信できる仕組みを構築する必要がある。	○　地域や個人ごとに最適な防災情報を提供するため、様々な媒体を活用し、情報の受け手側に合わせたプル型・プッシュ型の情報をリアルタイムで発信するなど、個々の状況に合わせた、きめ細やかな防災情報を発信する。 ○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用して、公共土木施設に関するあらゆる情報を一元化し、各種データの融合や市町・民間企業との連携により、個人ごとに異なる災害リスク情報をリアルタイム・ピンポイントで県民に発信できる仕組みを構築する。 【情報通信】【デジタル活用】［危 35］［土 33］				○広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画 ○広島デジフラ構想
○　110 番通報等と連動した GIS を基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っている。	○　平成 30 年 7 月豪雨においては、被害情報や道路情報等が膨大になったため、紙ベースによる情報集約・共有では、警察本部及び警察署の対策本部内での情報の集約及び共有が困難であった。	○　110 番通報等と連動した GIS を基盤とする情報共有システム（災害警備システム）を活用した情報共有により、迅速な情報の集約・共有を図っていく。 【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】［警 11］				
（災害対処能力の向上）						
○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施	○　あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。	○　あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、市町や関係機関等と連携				○広島県地域防災計画

できるよう、市町や関係機関等と連携し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用した仕組みを構築している。 ○　関係者が一堂に会して意思決定を行うために、災害対応スペースの効率的確保に取り組んでいる。	○　平成30年7月豪雨災害において、特に発災当初における災害の全体像の把握や情報共有に時間がかかったことが課題となった。 ○　大規模災害発生時における災害対応スペースについて、十分に確保できているのか検証できていない。	し、危機に関する情報を即時に共有するICT技術を活用しながら、災害応急対策を実施する。 ○　災害時における庁舎スペースについて、各部署とより連携しやすいレイアウトを検討するとともに、関係部署と連携した訓練に取り組む。 【行政機能／警察・消防】【デジタル活用】［危19］（再掲）				
（通信事業者との連携）						
○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、通信事業者等との連絡体制を確保している。	○　大規模災害時における通信の面的な確保や通信インフラの早期復旧のため、関係機関との連携強化に取り組む必要がある。	○　大規模災害時における通信の面的な確保及び早期復旧のため、県で実施する図上訓練等に国や通信事業者等の参加を働きかけ、具体的な初動対応等の確認など、国、通信事業者等との連携強化に取り組む。【情報通信】【官民連携】［危25］（再掲）				○広島県地域防災計画
（執務環境、実施体制の維持確保）						
○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を実施している。	○　大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高める必要がある。	○　県の各庁舎の電力供給設備の機能を維持する取組や、事業者団体等と締結している非常用発電燃料の確保に関する協定の実効性を高めるための訓練を引き続き実施する。 【行政機能／警察・消防】【官民連携】［危27］（再掲）				○広島県地域防災計画
（ライフライン事業者との連携）						
○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努めている。	○　災害時の倒木や土砂崩れ等によるライフライン施設の被害を早期に復旧させるため、関係機関相互の情報共有や対応調整が必要である。	○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。 【情報通信】【産業構造】【官民連携】［危36］				○広島県地域防災計画
（要配慮者に対する支援）						
○　災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を推進している。 ○　水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、市町と連携し継続的な働きかけを実施している。	○　災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する必要がある。	○　災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】［危37］				○広島県地域防災計画
○　避難行動要支援者に対する避難支援体制の整備等のため、市町が避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を市町が早期に作成できるよう、先進市町の取組事例を紹介するなどにより、市町の取組を促進している。	○　実効性の高い個別避難計画の作成を進めていくには、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」の仕組みや推進体制を構築するとともに、災害危険度が高い地域や独居等の生活実態を踏まえて優先すべき対象者から作成を進めるなど、計画的に進めていく必要がある。	○　市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含む避難訓練等の取組に対して、県アドバイザーによる助言や先行事例の共有等により支援を行う。 ○　支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援する。 【保健医療・福祉】［健3］（再掲）	○個別避難計画の作成に同意を得られた人数に占める計画作成率	○63.9% （R8.4）	○100% （R12）	○第２期広島県地域福祉支援計画
○　高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が全市町で指定され、また、指定施設が増やされるよう、実施市町の取組事例等の横展開、市町・施設向けの研修会等を実施している。 ○　避難所における高齢者や障害者等の要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築を推	○　高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないよう、市町の福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 ○　高齢者や障害者等の要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。	○　福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進する。 【保健医療・福祉】【官民連携】［健16］（再掲）				

進している。						
（避難所の防災機能強化）						
○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進している。	○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、自立型分散電源を確保するため、これらの施設へ自家消費型太陽光発電の導入を推進する必要がある。	○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。 【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］（再掲）				○第６次広島県環境基本計画
（土砂災害警戒区域等指定後の取組の推進）						
○　住民の適切な避難行動につながるよう、宅地開発等に伴う地形改変箇所の基礎調査の実施など土砂災害警戒区域の指定後も将来にわたり指定効果が継続する取組や、小学校ごとに土砂災害警戒区域等の標識を設置するなど、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進している。	○　区域指定後も土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組など、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、県民が適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。	○　住民の適切な避難行動につながるよう、きめ細やかな災害リスク情報を提供する取組を推進する。 【県土保全】［土 23］（再掲）	○防災教育による土砂災害リスクの認知度	○80.7% （R7）	○80% （R12）	○ひろしま砂防アクションプラン 2026
（警察の災害対応機能の強化）						
○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図っている。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合には、通信指令の業務負担が著しく増加することが見込まれることから総合通信指令室及び警察署通信室の体制確保と通信指令機能を強化する必要がある。	○　大規模災害により警察本部の総合通信指令室の機能が喪失した場合や 110 番通報その他緊急通報及び無線通信が急増した場合に備え、総合通信指令室の業務を支援する指令室支援要員をあらかじめ指定しておくとともに、通信指令に関する内部検定を各警察官に積極的に受験させる等、通信指令に携わる警察官の技能向上を図る。 【行政機能／警察・消防】【情報通信】【人材育成】［警 4］（再掲）				

5-2 電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（石油コンビナート等特別防災区域の災害対処能力の向上）						
○　石油コンビナート等総合防災訓練を実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図っている。	○　石油コンビナート等特別防災区域の災害対策能力の向上のため、区域内に所在する事業者と防災関係機関における連携体制の構築が必要である。 ○　周辺の住民への適切な情報提供や被害防止対策等を講じる必要がある。	○　石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施するとともに、行政、関係機関や区域内に所在する事業者等で構成する広島県石油コンビナート等防災本部等を設置運営することにより、災害対策能力の向上を図り、発災時の周辺住民の被害を防止する。 【産業構造】［危 32］（再掲）	○石油コンビナート等総合防災訓練の実施	○隔年１回の訓練を実施	○隔年１回の訓練を維持	○広島県地域防災計画
（ライフライン事業者との連携）						
○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努めている。	○　災害時の倒木や土砂崩れ等によるライフライン施設の被害を早期に復旧させるため、関係機関相互の情報共有や対応調整が必要である。	○　ライフライン施設の迅速な復旧により、県民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築しておくよう努める。 【情報通信】【産業構造】【官民連携】［危 36］（再掲）				○広島県地域防災計画
（避難所の防災機能強化）						
○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を推進している。	○　大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、自立型分散電源を確保するため、これらの施設へ自家消費型太陽光発電の導入を推進する必要がある。	○　災害時の自立分散型電源確保の観点から、公共施設等への自家消費型太陽光発電の普及を推進する。 【行政機能／警察・消防】【産業構造】【デジタル活用】［環 2］（再掲）				○第６次広島県環境基本計画

5-3 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（浄化槽対策）						
○　災害からの復旧時における災害廃棄物処理や施設の復旧に向けた助言等を行っている。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を行っている。	○　災害発生時に支障を来した浄化槽の復旧が速やかに行われるよう市町を支援する必要がある。 ○　浄化槽の実態把握について、台帳情報の精度を高めるための市町に対する技術的な支援を行う必要がある。	○　災害時に、災害廃棄物処理や施設の復旧を適切に行うことができるよう、市町や関係団体等を対象とした研修等を実施する。 ○　市町や指定検査機関等と連携した浄化槽台帳の精度向上や市町が行う浄化槽台帳情報の整理等に対する技術的な支援・助言を着実に行う。 【環境】［環 3］（再掲）				
（災害廃棄物処理計画に基づく対応）						
○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいる。	○　災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行えるよう、市町を支援する必要がある。 ○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」の実効性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。	○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。 【環境】［環 8］				○広島県災害廃棄物処理計画
（し尿の収集・処理体制の確保）						
○　関係団体と協定を締結し、「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体を対象とした研修を実施している。	○　災害発生時にし尿を円滑に処理するため、市町・関係団体との連携体制の継続的な確認、市町間でのし尿受入体制の構築が必要である。	○　災害廃棄物研修等の実施により連携体制の再確認を行う。 ○　近隣し尿処理施設での受入調整の手法に係る検討を行う。 【環境】［環 9］				○広島県災害廃棄物処理計画
（水道管の耐震化等供給体制の強化）						
○　県内の水道事業者等に対し、上下水道耐震化計画を策定し、耐震化を推進することなどについて、指導・助言を行っている。また、広島県水道広域連携が予定されているが、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるように助言を行っている。	○　県内の上水道事業及び水道用水供給事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。	○　県内の水道事業者等に対し、策定した上下水道耐震化計画により、耐震化を推進することなどについて、引き続き指導・助言を行う。また、広島県水道広域連合企業団が設立されたが、参画していない水道事業者も含めて、地域に応じた危機管理体制が維持され、全体として強化されるよう助言を行う。 【住宅・都市】［健 28］（再掲）				○次期広島県水道ビジョン・水道基盤強化計画
（集落排水施設の老朽化対策）						
○　地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持している。 ○　基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持している。	○　集落排水施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念される。	○　集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持する。 【老朽化対策】［農 8］				○2030 広島県農林水産業アクションプログラム
（下水道施設の防災・減災対策）						
○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行っている。	○　市街地の浸水災害による被害を軽減するため、下水道による浸水対策を進めるとともに、災害時の下水処理の機能停止による被害を軽減するため、下水道施設の防災対策を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。	○　県内市町における下水道による浸水対策や下水道施設の耐震化・耐水化や老朽化対策の推進並びに実効性のあるBCPへの見直しを促進するなど、ハード・ソフト一体となった支援・助言を行う。 【住宅・都市】［土 19］（再掲）				
○　流域下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図ると	○ 大規模地震発生時においても下水処理機能を確保するため、被災すると施設の機能が失われる基幹施設に	○　流域下水道について、下水道システムの急所施設である処理場（揚水、沈殿、消毒機能に係る施設）、ポンプ場、及び下水道管路	○下水処理場（揚水、沈殿、消毒施設）の耐震化率	○33% （R6）	○33% （R12）	○流域下水道耐震化計画流域下

ともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進めている。 ○　災害の想定を常に見直しながら、豪雨災害対応を踏まえたBCPの見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図っている。 ○　流域下水道管渠の定期点検について、地盤沈下の恐れがある箇所については点検を強化し、改修等の必要な措置を実施している。	ついて、耐震化を進める必要がある。 ○　下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、随時、災害の想定に応じたBCPの見直しを行う必要がある。	の耐震化を着実に進める。 ○　災害の想定を常に見直しながら、BCPの見直しを行う。 【住宅・都市】[上1]（再掲）	○下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までのポンプ場）の耐震化率 ○下水処理場（下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路）の耐震化率	○33% (R6) ○55% (R6)	○100% (R12) ○57% (R12)	水道事業業務継続計画【大規模地震・津波編】）

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（緊急輸送体制の整備）						
○　広域かつ影響が長期にわたる災害においては、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図るため、国に対して災害時交通マネジメント検討会の立ち上げを要請することとしている。	○　広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、県民の日常生活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。	○　広域かつ影響が長期にわたる災害においては、国に対し災害時交通マネジメント検討会の立ち上げを要請し、複数の交通モードの連携及び道路管理者等との連携により、県民の通勤・通学等の移動手段の確保を図る。 【交通・物流】[地1]				
○　バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の充実を図っている。	○　災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を維持していく必要がある。	○　関係機関の連絡先の更新や平時からの訓練によって、バス事業者や船舶事業者など民間事業者との連携による災害時の人員の輸送体制の維持確保を図る。 【交通・物流】[危38][地2][土30]				○広島県地域防災計画
（農道の老朽化対策）						
○　地すべり防止施設、集落排水施設の適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを実施し、優先度の高いものから保全・耐震対策に取り組み、機能を維持している。 ○　基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持している。	○　基幹的な農道の機能低下や機能不全により、農業生産に必要な流通のみならず農山漁村地域の日常生活への影響が懸念される。	○　基幹的な農道の整備とともに、適切な維持管理及び点検診断・耐震診断とそれに基づく対策工事などに取り組み、機能を維持する。 【交通・物流】【老朽化対策】[農9]				○2030 広島県農林水産業アクションプログラム
（住宅・建築物等の耐震化）						
○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物について、耐震化を促進している。 ○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を計画的に促進している。	○　南海トラフ巨大地震等の被害想定では、本県においても、震度6弱から6強の地震が発生する可能性があるとされている一方、本県の建築物の耐震化は、一部を除き、全国と比較して低い状況にある。	○　大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物について、耐震化を促進する。 ○　県、市町及び関係団体等が連携して、県内の住宅・建築物の耐震化を引き続き計画的に促進する。 【住宅・都市】[土1]（再掲）	○要緊急大規模建築物の耐震化 ○広域緊急輸送沿道建築物の耐震化 ○住宅の耐震化率 ○緊急輸送道路の防災対策完了率	○91.7% (R7) ○43.3% (R7) ○87.4% (R7) ○34.8% (R6)	○98.2% (R12) ○63.4% (R12) ○92.0% (R12) ○59.1% (R12)	○広島県耐震改修促進計画（第4期計画）
（災害に強い道路ネットワークの構築）						
○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋	○　本県の地形的な制約から事前通行規制区間が多く存在するほか、風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路におい	○　災害に強い道路ネットワークの構築のため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面対策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能	○緊急輸送道路の防災対策実施済延長	○758.3㎞ (47%) (R7)	○1012.3㎞ (63%) (R12)	○広島県道路整備計画2026

梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保している。	ても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障を来す懸念がある。	力向上に資する多重型道路ネットワークの形成や災害時優先解放踏切の除却などを更に推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。 【住宅・都市】【交通・物流】［土2］（再掲）	○緊急輸送道路の防災対策完了率	○34.8% （R6）	○59.1% （R12）	
○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進している。	○　大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性がある。	○　緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。 【住宅・都市】【交通・物流】［土3］（再掲）				
（既存建築物の総合的な安全対策）						
○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら推進している。	○　市町と連携して通学路沿いにある倒壊の危険があるブロック塀の把握を完了させた。 ○　住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。	○　関係市町と連携して、通学路沿いの危険なブロック塀の撤去を国交付金制度を活用し所有者に対して促す。 ○　既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び家具の転倒防止等の取組を市町と連携を図りながら引き続き推進する。 【住宅・都市】［土7］（再掲）				○広島県耐震改修促進計画（第4期計画）
（津波・浸水、高潮対策施設の整備）						
○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を推進している。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っている。	○　台風などの高潮や津波対策として、河川・海岸整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。 ○　南海トラフ巨大地震による被害想定において、津波来襲前の大規模地震によりゼロメートル市街地を中心に浸水が始まるため、津波による死者数が全死者数の9割以上を占めるなど、被害が甚大なものとなっていることから海岸堤防の耐震対策が必要である。	○　高潮・津波災害から一定水準の安全性が確保される防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にあることから、国直轄事業との連携を図りながら、河川・海岸整備を更に推進していく。 ○　背後にゼロメートル市街地を抱える海岸堤防において、南海トラフ巨大地震など大規模地震による津波への減災対策として、国直轄事業との連携を図りながら耐震対策を行っていく。 【県土保全】［土13］（再掲）	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○防護達成人口率（沿岸域）	○約16,750戸 （R6） ○64.8% （R6）	○約16,000戸 （R12） ○66.6% （R12）	○ひろしま川づくり実施計画2026 ○ひろしま海岸保全実施計画2026
○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進している。	○　大規模災害時における緊急輸送網の確保のため耐震強化岸壁の計画的な整備が必要であるが、耐震強化岸壁からの緊急物資の輸送が可能な人口のカバー率は33%となっている。	○　港湾を利用した緊急輸送網の確保のため、引き続き、国直轄事業との連携を図りながら耐震強化岸壁の計画的な整備を推進していく。 【産業構造】【交通・物流】【県土保全】［土14］（再掲）	○港湾における緊急物資供給可能人口カバー率	○33% （R6）	○54% （R12）	○広島みなと・空港振興プラン2026
（洪水、高潮対策施設の整備）						
○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進している。	○　大規模な洪水や台風などに伴う高潮時による浸水対策などとして、河川整備を推進しているものの、防護達成人口率が約6割といまだ低位な状況にある。	○　流域治水プロジェクトに基づき、大規模な洪水や台風などに伴う高潮による浸水被害を防止・軽減するため、国直轄事業との連携を図りながら、人口・資産の集積状況や重要施設の立地状況を踏まえて河川整備事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災を推進する。 【住宅・都市】【県土保全】［土18］（再掲）	○河川氾濫により床上浸水が想定される家屋数 ○河川の要整備延長	○約16,750戸 （R6） ○147.8km （R7）	○約16,000戸 （R12） ○142.6km （R12）	○ひろしま川づくり実施計画2026
（土砂災害や山地災害の対策施設の整備）						
○　「ひろしま砂防アクションプラン2021」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、平成30年7月豪雨災害の被災地域の再度災害防止対策を最優先に進めるとともに、防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進している。	○　本県は全国最多の約48,000箇所の土砂災害警戒区域を抱えており、ハード対策には多大の費用と時間を要することから、優先度を明確にした上で整備を進めていく必要がある。	○　「ひろしま砂防アクションプラン2026」に基づき、国直轄事業等との更なる連携強化を図りながら、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全、住宅密集地や防災拠点など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。 【県土保全】［土22］（再掲）	○土砂災害から保全される家屋数 ○土砂災害対策施設の整備箇所への工事着手率	○約131,000戸 （R7） ○36% （R7）	○約135,000戸 （R12） ○86% （R12）	○ひろしま砂防アクションプラン2026

（交通安全施設等の整備）						
○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進している。	○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムや交通規制資機材を整備する必要がある。また、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源を整備する必要がある。	○　大規模災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通・路面監視カメラ、各種車両感知器、交通・道路情報板等の交通安全施設の整備及び各道路管理者の通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に把握するためのシステムの導入、交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電に起因する信号機及び道路情報板の機能停止による混乱を防止するため、予備電源の整備を推進する。 【行政機能／警察・消防】【交通・物流】【デジタル活用】［土 29（警）］（再掲）				
（交通土木施設の災害復旧）						
○　「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」を運用し、災害時に地域で迅速に対応できる体制を確保している。	○　災害発生時において、公共土木施設が数多く被災した場合、災害応急対策または災害復旧を迅速かつ円滑に実施する必要がある。	○　「大規模災害時の協力建設事業者登録制度」を運用し、災害時に地域で迅速に対応できる体制を確保するとともに、体制強化に向けた取組を進める。 【交通・物流】【県土保全】［土 34］	○災害時の協力建設事業者登録制度の登録事業者数	○589 者 （R7）	○690 者 （R12）	広島県建設産業ビジョン 2026

6　地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（地籍調査の推進）						
○　災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要であるため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、各市町に働きかけを行っている。	○　災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには土地境界を明確にしておくことが重要となるが、県内の地籍調査の進捗率は 54.3%となっている。	○　災害後の復旧・復興を円滑に進めるために土地境界を明確にしておくことが重要であるため、各市町において緊急性の高い地域で地籍調査が優先的に実施されるよう、引き続き各市町に働きかけを行う。 【土地利用（国土利用）】［地 3］	○地籍調査進捗率	○54.3% （R7）	○59.9% （R11）	○第７次国土調査事業十箇年計画に基づく都道府県計画（10 年計画）
（災害後の都市の復興）						
○　平成 27 年 3 月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を推進している。	○　市町において、復興まちづくりに向けた平時における執行体制づくりの取組が進んでいない。	○　平成 27 年 3 月に策定した「広島県災害復興都市計画マニュアル」の活用などにより、市町において地域の実情に応じた災害復興都市計画マニュアルの策定を図るなど、市町職員の復興体制の強化や対応力を強化する取組を引き続き推進する。 【住宅・都市】［土 35］				

6-2 災害対応・応急復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（NPO 等との連携体制の構築）						
○　県・市町職員向けにNPO等の役割や受け入れ体制について理解を深めるための研修を実施するとともに、各市町と災害中間支援組織等との連携強化に向けて、必要な支援を実施している。	○　災害時に被災者支援を効果的に実施するため、平時からNPO等の支援団体との官民連携体制を構築しておく必要がある。	○　災害時に被災者支援が効果的に実施できるよう、ひろしまNPOセンターと連携しながら、市町における被災者支援に係る官民連携体制の強化に向けた伴走支援を引き続き実施する。 【官民連携】［危 39］［環 10］［健 30］				○広島県地域防災計画
（耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上）						
○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進している。	○　相談できる身近な専門家がいないという、県民・団体等へのアンケート結果を踏まえ、耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者の養成や、耐震改修に有益な情報の共有化に取り組む必要がある。	○　耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を引き続き推進する。 【住宅・都市】【老朽化対策】【人材育成】［土 6］（再掲）				○広島県耐震改修促進計画（第４期計画）

（建設業の担い手確保）						
○　建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、労働環境改善に向けた取組や魅力発信等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な確保・育成を推進している。	○　建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧など、地域の安全・安心を担っているが、県内の建設業就業者数は年々減少し、年齢構成では若年層の割合が低く、高齢化が進行している。今後も地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図っていくためには、建設産業の担い手の中・長期的な確保・育成に取り組む必要がある。	○　建設産業は災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、労働環境改善に向けた取組や魅力発信等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な確保・育成を推進する。 【産業構造】【人材育成】【官民連携】［土 36］	○建設業に就職したい（又は家族に勧めたい）と考える県民の割合 ○県発注工事に配置される主任（監理）技術者のうち 40 歳以下の割合	○11.1% （R8） ○19% （R7）	○11.7% （R12） ○19% （R12）	○広島県建設産業ビジョン 2026
（デジタル技術を活用した生産性の向上）						
○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理する ICT 活用工事や BIM/CIM を推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図っている。	○　大規模災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、持続可能な建設産業を実現するためには、AI/IoT などのデジタル技術の活用やデータ連携などによる、新たなインフラマネジメントの仕組みづくりが必要である。	○　AI/IoT などのデジタル技術を最大限に活用し、効率的かつ効果的に公共土木施設等を整備・維持管理する ICT 活用工事や BIM/CIM を推進し、建設分野の更なる生産性の向上を図る。 【産業構造】【デジタル活用】［土 37］	○中小建設事業者のうち ＩＣＴ技術を活用した工事を経験した事業者の割合	○39% （R7）	○70% （R12）	○広島県建設産業ビジョン 2026 ○広島デジフラ構想
（建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備）						
○　関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進している。	○　迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時における連絡体制の整備や被災建築物の危険度を判定する技術者の育成・確保に向けた取組が必要である。	○　関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等の開催、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を引き続き推進する。 【住宅・都市】【人材育成】［土 38］				○広島県耐震改修促進計画（第 4 期計画）
○　余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めている。	○　余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定体制を整備する必要がある。	○　余震による倒壊など人命にかかる二次被害を防止する観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に引き続き努める。 【住宅・都市】【人材育成】［土 39］				○広島県耐震改修促進計画（第 4 期計画）

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（災害廃棄物処理計画に基づく対応）						
○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・図上訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいる。	○　災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理が行えるよう、市町を支援する必要がある。 ○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」の実効性を高めるため、市町や関係団体等との災害時における連携体制を強化する必要がある。	○　「広島県災害廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理に係る市町等初動マニュアル」を基に、市町や関係団体等を対象とした研修・訓練を継続的に実施するとともに、これら計画やマニュアルを必要に応じて見直しを行い、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理等が行われるよう取り組んでいく。 【環境】［環 8］（再掲）				○広島県災害廃棄物処理計画
（公費解体実施体制の確保）						
○　市町等を対象として公費解体対応準備に係る研修等を実施している。	○　災害発生時に迅速に公費解体が行えるよう、市町を支援する必要がある。 ○　平時から市町において、災害廃棄物の分別、仮置場への搬入ルールの確認が行われ、県民へ周知がされている必要がある。 ○　住民のみで直接実施することが困難な分別作業等について、災害ボランティアとの連携が必要である。	○　平時から市町における公費解体実施体制を確保するため、市町を対象とした公費解体に関する研修を引き続き実施するとともに、災害廃棄物の分別方法等を周知する啓発資料作成に係る研修を実施する。 ○　発災後被災者が速やかに公費解体・撤去を受けられるよう、社会福祉協議会等へのヒアリングを実施し、市町を対象とした災害ボランティアとの連携に向けた取組支援に係る研修を実施する。 【環境】［環 11］				○広島県災害廃棄物処理計画

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（事業用地の確保）						
○　事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進めている。 ○　所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を図っている。	○　所有者不明土地や多数共有地（相続人多数）が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要する。	○　事業箇所が決まり次第、速やかに現地調査、法務局調査、権利者調査を行い、迅速な用地取得が可能となるよう事務を進める。 ○　所有者不明土地等においては、財産管理制度等に加え、所有者不明土地法の活用を図る。 【住宅・都市】[土 40]				
（被災者の住宅確保）						
○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図っている。 ○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図っている。 ○　県営住宅への一時入居体制を維持している。	○　大規模災害時に、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に課題がある。	○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアル及び仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○　県営住宅への一時入居体制を維持する。 【住宅・都市】[土 41]				

6-5 貴重な文化財や環境的資産の損失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失						
現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（自主防災組織の充実・強化）						
○　広島県自主防災アドバイザーの育成、市町が実施する防災リーダー養成及び技能向上の取組を支援するなど、市町と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組んでいる。 ○　県と市町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援している。	○　大規模災害時には、警察・消防等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○　地域における防災活動の担い手が不足し、防災活動が実施されない組織が一定数あることから、リーダーの育成と地域での活用促進が必要である。 ○　自主防災組織が大雨災害時等に組織的に活動を行うためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。	○　災害時に避難の呼びかけが確実に行われるよう、地域防災タイムラインを活用した住民避難訓練などによる実践的な取組を促進するとともに、避難の呼びかけ体制の構築についても、セミナーや災害図上訓練等を積極的に行うことによって、地域全体における適切な避難行動の実践と呼びかけ体制の実効性の向上を図る。 ○　地域における防災活動の担い手を確保するため、市町が行う防災リーダー養成や技能向上の研修に加えて、平時の防災活動で防災リーダーを活用する取組についても支援することにより、リーダーの育成と地域での活用促進を図っていく。 ○　地区防災計画の策定促進に向け、市町職員向けの研修実施や計画策定のノウハウを有する自主防災アドバイザーの派遣、先行事例の紹介など、市町の取組を支援する。 【行政機能／警察・消防】【リスクコミュニケーション】【防災教育】【人材育成】[危 4]（再掲）	○土砂災害リスクの高い地域において、土砂災害を想定した訓練を実施している自主防災組織の割合	○25.5% (R6)	○45.5% (R12)	○広島県地域防災計画
（農地等保全活動の推進、地域住民による森林保全活動の支援）						
○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進している。 ○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施している。また、公益的機能の低下が懸念される手	○　人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能（下流域の湛水防止など）の低下が懸念される。 ○　依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林が多く存在しており、県土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念される。	○　農地や農業用施設の適切な管理を通じて、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や農業基盤の整備、鳥獣害防止対策等を推進する。 ○　森林の有する公益的機能の発揮に向け、森林の間伐及び主伐後の再造林等の森林整備を着実に推進することとし、これに必要となる森林整備や林道整備を実施する。また、公益的機能の低下が懸念される手入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備するとともに、放置された里山林については、民家や農地など	○維持されている農地面積 ○放置され荒廃した森林の整備面積	○50,000ha (R7) ○878ha (R6)	○45,300ha (R12) ○1,140ha (R12)	○2030 広島県農林水産業アクションプログラム

入れ不足の人工林のうち、県民生活に影響の大きい森林を整備している。また、放置された里山林の整備については、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援し、県民参加の森づくりを推進している。		の保全対象を勘案し、優先的に整備すべき里山林を抽出した上で、計画的な森林整備を推進する。 【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】[農 7]（再掲）				
（漁場機能の回復）						
○　大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、干潟の耕耘や海底堆積物の除去等を実施している。	○　大規模災害により、河川から流木等が海域に流入し、干潟や海底に堆積した場合、漁業活動への支障が発生することや、漁場機能の低下が懸念される。	○　大規模災害発生時には、迅速に漁場機能の回復を図るため、国事業を活用した干潟や海底への堆積物の除去等の対策について、平時から市町や団体との連携を強化する。 【産業構造】【県土保全】【環境】【土地利用（国土利用）】[農 10]				
（市街地での防災機能の確保等）						
○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進している。 ○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進している。	○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、公園や緑地を適切に配置する必要がある。 ○　地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。	○　雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。 ○　地震・火災などの災害時に、広域的な防災避難拠点となる都市基幹公園や一時避難地となる住区基幹公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。 【住宅・都市】【土地利用】[土 4]（再掲）				○広島県都市計画制度運用方針
（被災者の住宅確保）						
○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアルを作成し、仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図っている。 ○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図っている。 ○　県営住宅への一時入居体制を維持している。	○　大規模災害時に、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保に課題がある。	○　建設型仮設住宅に係る整備管理マニュアル及び仮設住宅建設候補地台帳を適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○　借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを適宜更新していくとともに、協定締結団体と定期的に会議等を開催し、平時から連携の強化を図る。 ○　県営住宅への一時入居体制を維持する。 【住宅・都市】[土 41]（再掲）				
（文化財の保護）						
○　災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導している。 ○　所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進している。	○　国及び県指定文化財についても、災害時の避難や救出体制の想定、耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する必要がある。	○　災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう、各市町に対し、文化財の把握、災害時の避難や救出体制の想定、計画立案を指導する。 ○　所有者等に対して耐震診断等の措置の対策の必要性を啓発するとともに、補助金を活用した耐震診断・耐震補強等の実施を積極的に促進する。 【住宅・都市】[教 2]				○広島県文化財保存活用大綱 ○広島県文化財防災マニュアル

6-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

現在の施策	脆弱性評価	今後の施策	指標	現状値	目標値	関係計画
（正確な情報提供）						
○　災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備している。	○　災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。	○　災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。 【リスクコミュニケーション】【デジタル活用】[危 40]				○広島県地域防災計画

（卸売市場施設整備の推進）						
○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進している。	○　大規模災害時における円滑な食料の流通を確保するとともに、被災以降における食料等の安定供給を維持するため、消費・流通構造の変化や流通業界のニーズに対応した品質・衛生管理の高度化や流通の効率化が必要である。	○　安全・安心で効率的な市場流通システムを確立するため、卸売市場において、品質・衛生管理の高度化や物流効率化等に向けた施設整備を推進する。 【産業構造】【老朽化対策】［農６］				

参考２：用語解説

あ行

○ EMIS（広域災害救急医療情報システム）

災害時に医療機関の被災状況等をリアルタイムで収集し、医療機関、医療チーム、行政機関等が連携するための情報共有ツール。迅速かつ適切な医療・救護活動の支援に必要な情報や災害時に共有が必要な情報を登録し、全国で共有する。

か行

○ 緊急輸送道路

阪神・淡路大震災を教訓とし、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施することを目的として、各都道府県において策定された『緊急輸送道路ネットワーク計画』のなかで設定された路線で、役割に応じ、１次から３次までが設定されている。

○ 減災

災害時、被害を皆無にすることは不可能という前提に立ち、起こりうる被害を最低限にとどめ短期化しようとする防災の取組。

○ 国土強靱化

「国土強靱化基本計画」における国土強靱化とは、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのこと。

○ 個別避難計画

避難行動要支援者ごとに、災害発生時に避難支援をする者、避難方法、避難経路、避難場所、避難支援を行う上での留意点等を事前に定めたもの。

さ行

○ 災害拠点病院

災害による重篤患者の救命医療等の高度な診療機能を有し、被災地からの患者の受入れ、広域医療搬送に係る対応等を行う。DMAT を整備し、災害急性期等には、被災地域（被災現場、医療機関、避難所等）に DMAT の派遣を行う等、迅速に医療救護活動を実施できる体制を構築している。

○ 災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に徒歩帰宅者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設。

○ 災害時交通マネジメント検討会

災害時における通勤通学など住民の円滑な移動を確保するため、交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うことを目的に設置される検討会のこと。国、県、市町といった行政関係者、交通事業者、道路管理者、学識者等で構成される。

○ 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）

災害における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の情報（浸水域・道路啓開情報等の災害情報）を迅速・リアルタイムに集約し、集約した情報を整理・分析するとともに、これらの情報を一元的に地図上で可視化するシステム。

○ 災害時優先開放踏切

災害が発生した際、踏切の遮断が長時間に及ぶと判断した場合に円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、優先的に開放することとして国が指定した踏切。

○ 災害マネジメント総括支援員

被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援するために、地方公共団体が応援職員として派遣する者。

○ 災害マネジメント支援員

災害マネジメント総括支援員の補佐を行うために、地方公共団体が応援職員として派遣する者。

○ 最大クラスの地震・津波

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

○ サプライチェーン

原材料の調達から生産・販売・物流を経て最終需要者に至る製品・サービス提供のために行われるビジネス諸活動の一連の流れ。

○ 山地災害危険地区

山地に起因する土砂災害（山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出）により、公共施設又は人家等に直

接被害を与えるおそれのある地区。

○ GIS

GIS（Geographic Information System）は地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

○ J-SPEED（災害診療記録）

災害時における医療チームの標準診療日報様式及びその電子システム。現場の患者数、医療ニーズの種別・地理分布とその推移を見える化できるため、各避難所等の保健・医療ニーズと各保健医療福祉活動チームのマッチングを効率的に実施できる。

○ 指定緊急避難場所

避難所が「災害の危険性があり避難した住民等や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設」であるのに対し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所。

○ 自主防災アドバイザー

県が養成した「ひろしま防災リーダー」をはじめ、自主防災組織の結成及び活動に関して、知識や技能を有する者。

○ 自主防災組織

地域住民が自主的に連携して、平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所への給水給食活動などの防災活動を行う組織。

○ 社会資本

道路、鉄道、港湾といった産業基盤や、住宅、公園、学校など生活基盤を形成する施設の総称。

○ 重要物流道路

平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網として国土交通大臣が指定した路線。

○ 消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防
等を行う、消防組織法に基づいた消防組織。

○ 自立分散型電源環境

太陽光発電などの再生可能エネルギー設備と蓄電池を組み合わせ、それぞれの需要地（公共施設等）近辺に分散して設置し、避難所等の機能を維持する小規模なエネルギーシステム。

○ 信号機電源付加装置

災害等により、電力の供給が遮断され、信号機が滅灯した場合に、自動的に起動して信号機等を稼働させる電源装置。

○ ストックマネジメント

施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減させるための技術体系及び管理手法の総称。

○ スフィア基準

「人道憲章と人道支援における最低基準」といい、戦争や災害などで被災した方に対し、権利保護の原則に従って尊厳ある生活を支援する際の、守られるべき基準や指標を具体的に示したもの。

○ ゼロメートル市街地

海岸付近において、地表標高が満潮時の平均海水面よりも低い市街地。

○ セントラルキッチン方式

複数の避難所等に配布するための食事を１カ所で数百食調理することにより、効率的な炊き出しを行う方式。

○ 創造的復興

単なる原状回復に終わらせるのではなく、中長期的な視点に立ち、被災前の状態よりさらに良い状態に力強く押し上げること。

た行

○ 大規模盛土造成地

谷や沢を埋めた盛土造成地のうち、盛土の面積が3,000㎡以上のもの、又は傾斜地盤上に盛土した造成地のうち、盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上、かつ盛土の高さが５m以上のもの。

○ 多重型道路ネットワーク

大規模災害等により道路が寸断された場合でも社会・経済活動への影響を最小限にとどめるよう代替経路の確保を目的とした道路ネットワーク。

○ 地域防災タイムライン

個人の避難行動に関する内容（マイ・タイムラインの作成）と地域での災害への備えに関する内容（災害時の適切な避難行動・継続的な訓練実施）について、一体的に備えられるツール。

○ 地籍調査

主に市町村が主体となって、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査。

○ DPAT（災害派遣精神医療チーム）

災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な精神医療チーム。

○ DMAT（災害派遣医療チーム）

災害の急性期に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた自己完結型災害派遣医療チーム。

○ DWAT（災害派遣福祉チーム）

災害時に長期避難生活における二次被害防止のため、避難所等で要配慮者に対する福祉支援を行う福祉専門職で構成するチーム。

○ 道路啓開

災害時に、緊急車両等が通行できるよう、早急に救援ルートを切り開くこと。

○ 土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づき、都道府県が土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況などを調査（基礎調査）して、都道府県知事が市町村長の意見を聞いたうえで指定する、土砂災害のおそれがある区域。

指定されると、市町村は地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。

な行

○ 農業用水利施設

農業用用排水路、ダム、ため池、取水堰、用排水ポンプ場等、効率的に水利用するために作られた農業用施設。

は行

○ ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載する。

○ BCP

BCP（Business Continuity Plan）は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のこと。

○ BIM／CIM

BIM／CIM（Building/Construction Information Modeling, Management）は、建築物や公共土木施設の調査設計段階で作成した３次元モデルをその後の施工や維持管理で活用する取組のこと。

○ 広島県災害時公衆衛生チーム

県内外の災害発生時に、被災者に対して、迅速かつ適切な公衆衛生の支援を行うためのチーム。現地ニーズ調査等を行う「調査班」、必要な医療を提供する「医療班」、心のケアや衛生管理等を担う「保健衛生班」から成り、被災者の多様で長期にわたる医療・健康ニーズに幅広く対応する。

○ 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な障害者や高齢者等。

○ ひろしま防災リーダー

地域の防災活動のリーダーとして活躍する人材を対象に、広島県が開催した防災に関する講座を受講し、認定された者。

○ 防護達成人口率

河川・海岸護岸等の整備により、洪水・高潮による浸水被害から一定水準の安全性が確保された人口の割合。

○ 防災拠点

地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災地において、救援、救護等の災害応急復旧活動の拠点となる施設。

○ 防災情報システム

気象情報や災害発生時の被害情報を防災関係機関と共有化し、応急対策に活用するためのシステムで、県民にも被害防止や軽減のための情報をホームページで提供している。

○ 防災情報メール

防災対策に役立ててもらうため、登録者に気象や雨量など防災情報をメールで通知するもので、県や市町が実施している。

ま行

○ マイ・タイムライン

自然災害から自分や家族の命を守るため、平時から身の回りの災害リスクを確認した上で、避難のタイミングや避難先、災害が発生するおそれが生じた際の行動をあらかじめ決めておく、自らの防災行動計画のこと。

○ まるごとまちごとハザードマップ

自らが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、居住地域をまるごとハザードマップと見立て、生活空間である“まちなか”に水害に関わる情報を表示する取組のこと。

や行

○ 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者。

ら行

○ ライフサイクルコスト

公共土木施設において、調査、計画から設計、建設、運用、維持管理、更新、廃棄までの一連の過程を生涯と捉えてライフサイクルと呼び、この期間で必要なすべての費用をライフサイクルコスト（LCC）という。一般には、LCC＝初期建設費用（イニシャルコスト）＋維持管理・更新（廃棄）費用（ランニングコスト）で表される。

○ ラストワンマイル

地域内輸送拠点（市区町村が設置する輸送拠点）から避難所までの支援物資の供給プロセスを指す。

○ リスクコミュニケーション

あるリスクについて、関係する当事者全員が情報を共有し、意見や情報の交換を通じて意思の疎通と相互理解を図ること。

○ 流域治水プロジェクト

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備えるため、河川・下水道の管理者が行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働し、流域全体で実施すべき対策の全体像をとりまとめたもの。

○ 老朽空き家

不適正管理空き家のうち、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある空き家。

○ ロジスティックス（後方支援）

DMAT の活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保すること。ＤＭＡＴ活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

参考３：広島県強靱化地域計画検討委員会委員

団体、機関等		職名	氏名	備考
有識者	社会福祉法人広島県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	小池 英樹	
	一般社団法人広島県医師会	常任理事	白川 靖博	
	山口大学大学院	准教授	瀧本 浩一	
	一般社団法人中国経済連合会	専務理事	谷口 雅彦	～R8.7
	県立広島大学	教授	橋本　温	
	広島大学大学院	教授	畠　俊郎	座長
	広島大学	名誉教授	藤井　堅	
	ＮＴＴ西日本株式会社中国支店	設備部長	藤井 隆行	
	広島大学大学院	教授	藤原 章正	
	公益社団法人広島県トラック協会	専務理事	森井 茂人	～R8.5
			若林 達美	R8.6～
行政	広島市	危機管理室長	植田 謙吉	～R8.3
			加納 敬士	R8.4～
	熊野町	住民生活部長兼危機管理監	西川 伸一郎	